

# 那霸市公報

号外第714号その8

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市総務部総務課

## 目 次

### ◇規 則◇

- 那霸市開発行為の許可等に関する規則(保健所準備室) ..... 2548
- 那霸市食品衛生法施行細則(保健所準備室) ..... 2613
- 那霸市医療法施行細則(保健所準備室) ..... 2651

**規則**

那覇市規則第53号  
平成24年12月28日

那覇市開発行為の許可等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市開発行為の許可等に関する規則

### 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 開発許可の手続等

　第1節 事前協議等(第3条—第5条)

　第2節 開発許可後の手続等(第6条—第21条)

第3章 開発登録簿の調製及び閲覧等(第22条—第28条)

第4章 雜則(第29条—第32条)

付則

　第1章 総則

　(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市開発行為の許可等に関する条例(平成24年那覇市条例第70号。以下「条例」という。)の施行その他都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)に基づく開発行為の許可等の手続について必要な事項を定めるものとする。

　(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

　第2章 開発許可の手続等

　第1節 事前協議等

　(事前協議)

第3条 条例第3条の規定による協議をしようとする者は、開発計画事前協議申請書(第1号様式)に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 開発計画説明書(第2号様式)
- (2) 開発区域位置図(縮尺5,000分の1のもの)
- (3) 開発区域内の土地の公図の写し
- (4) 現況図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (5) 土地利用計画図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (6) 造成計画平面図及び断面図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (7) 給排水計画平面図(縮尺500分の1以上300分の1以下のもの)

2 前項の場合において、開発区域の面積が1ヘクタール以上であるときは、同項各号に掲げる図書のほか、樹木及び樹林の調査図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)を添付しなければならない。

(開発許可の申請等)

第4条 法第29条第1項の許可を受けようとする者は、法第30条第1項の申請書に、同条第2項に規定する書面及び図書のほか、次に掲げる図書(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)にあっては、第2号から第9号までに掲げる図書を除く。)を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 設計者の資格に関する申告書(第3号様式)
- (2) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第4号様式)
- (3) 申請者の住民票(申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- (4) 申請者の所得税(申請者が法人である場合にあっては、法人税)に関する納税証明書
- (5) 申請者の事業経歴書(第5号様式)
- (6) 工事施行者の能力に関する申告書(第6号様式)
- (7) 工事施行者の住民票(工事施行者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- (8) 工事施行者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する許可を受けていることを証する書類
- (9) 工事施行者の工事経歴書(第7号様式)
- (10) 開発区域内の土地の登記事項証明書
- (11) 開発区域内の土地の公図の写し
- (12) 開発面積求積図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (13) 道路縦横断面図(縮尺500分の1以上のもの)
- (14) 工作物の構造図(縮尺50分の1以上のもの)
- (15) 排水流域図(縮尺1,000分の1以上のもの)
- (16) 排水施設縦横断面図(縮尺500分の1以上のもの)
- (17) 防災計画書

- (18) 開発区域の現況写真
- (19) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項第12号から第17号までに掲げる図書には、必要に応じて計算書を添付しなければならない。
- 3 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)第16条第2項の設計説明書は、設計説明書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 従前の公共施設一覧表(第9号様式)
  - (2) 新設する公共施設一覧表(第10号様式)
  - (3) 付替えに係る公共施設一覧表(第11号様式)
  - (4) 工事概要書(第12号様式)
  - (5) その他市長が必要と認める図書
- 4 省令第17条第1項第3号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 開発行為施行等同意書(第13号様式)
  - (2) 法第33条第1項第14号の同意をした者の印鑑証明書
- 5 市長は、法第35条第1項の規定による許可の処分をしたときは開発行為許可通知書(第14号様式)を、不許可の処分をしたときは開発行為不許可通知書(第15号様式)を第1項の規定による申請をした者に対し交付するものとする。
- (開発行為の協議の申出等)
- 第5条 法第34条の2第1項の協議をしようとする者は、開発行為協議申出書(第16号様式)に、法第30条第2項に規定する書面及び図書のほか、前条第1項各号(第2号から第9号までを除く。)に掲げる図書を添付して市長に申し出なければならない。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。
- 3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、開発行為協議同意通知書(第17号様式)を交付するものとする。

## 第2節 開発許可後の手続等

### (開発許可標識の設置)

- 第6条 法第29条第1項又は法第35条の2第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手した日から法36条第2項の検査済証の交付を受ける日までの間、当該

許可に係る工事を行う場所において、公衆の見やすい位置に開発許可標識(第18号様式)を設置しなければならない。

(開発行為変更許可の申請等)

第7条 法第35条の2第1項の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(第19号様式)に、変更事項が法第30条第1項第3号の設計の場合にあっては変更説明書及び変更設計図を、その他の場合にあっては変更説明書を添付して市長に申請しなければならない。

- 2 前項の変更説明書は、変更の理由及び変更の概要を記載したものでなければならない。
- 3 第1項の変更設計図は、変更前の設計図に変更後の設計の概要を明示したものでなければならない。
- 4 市長は、法第35条の2第1項の許可をしたときは、第1項の規定による申請をした者に対し、開発行為変更許可通知書(第20号様式)を交付するものとする。

(軽微な変更の届出)

第8条 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書(第21号様式)によるものとする。

(開発行為変更協議の申出等)

第9条 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の協議をしようとする者は、開発行為変更協議申出書(第22号様式)に、変更事項が法第30条第1項第3号の設計の場合にあっては変更説明書及び変更設計図を、その他の場合にあっては変更説明書を添付して市長に申し出なければならない。

- 2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、開発行為変更協議同意通知書(第23号様式)を交付するものとする。

(工事着手の届出)

第10条 法第29条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかにその旨を工事着手届出書(第24号様式)により市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第11条 法第36条第1項の規定による届出をしようとする者は、省令第29条に規定す

る工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書に、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 工事完成図

(2) その他市長が必要と認める図書

- 2 前項の公共施設工事完了届出書には、同項第1号の工事完成図のほか、工事により設置された公共施設の用に供する土地の地積図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)を添付しなければならない。
- 3 第1項第1号の工事完成図は、省令第16条第4項の規定による設計図の作成方法に準じて作成したものでなければならない。

(工事施行状況の報告等)

第12条 前条第1項に規定する工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書を提出する場合においては、同時に、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を市長に提出しなければならない。

工事の種類	報告事項
1 擁壁工事(高さが1メートルを超えるものに限る。)	1 鉄筋コンクリート造擁壁の基礎くいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 2 練積み造擁壁の床掘及び基礎並びに壁体の厚さ又は組石材及び裏込めコンクリートの厚さ 3 擁壁の水抜穴及びその周囲と透水層の状況
2 盛土工事	1 主要な集水施設の施行状況 2 急傾斜面に盛土する場合における盛土前の段切りその他の措置
3 排水施設工事	暗渠の敷設状況
4 道路工事	舗装工事開始前の路床の状況
5 貯水施設工事	底版及び床版の配筋状況
6 その他市長が指定する工事	市長が必要と認めるもの

(工事の廃止の届出)

第13条 法第38条の規定による届出をしようとする者は、省令第32条の開発行為に

関する工事の廃止の届出書に、次に掲げる事項を記載した図書を添付しなければならない。

- (1) 工事の廃止の理由
  - (2) 工事の廃止時における土地の状況
  - (3) 工事の廃止に伴う今後の措置
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- (開発工事完了公告前の建築等承認の申請等)

第14条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、開発工事完了公告前の建築等承認申請書(第25号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 建築物又は特定工作物の敷地の位置及び区域を表示する図面(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (2) 建築物又は特定工作物の敷地内における位置を示す図面(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (3) 建築物又は特定工作物の平面図及び立面図(縮尺200分の1以上100分の1以下のもの)
- (4) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の承認をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、開発工事完了公告前の建築等承認通知書(第26号様式)を交付するものとする。

(建築物の特例許可の申請等)

第15条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(第27号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 建築物概要書(第28号様式)
- (2) 付近見取図(方位、敷地の位置及び敷地周辺の公共施設を明示したもの)
- (3) 敷地現況図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のものとし、敷地の境界及び建築物の位置を明示したもの)
- (4) 建築物平面図(縮尺200分の1以上100分の1以下のものとし、当該許可の申請が建築物の高さの制限に係るときは、高さを表示する立面図を含む。)
- (5) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、建築物特例許可通知書(第29号様式)を交付するものとする。

(予定建築物等以外の建築等許可の申請等)

第16条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(第30号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「建築物」とあるのは、「建築物又は特定工作物」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、予定建築物等以外の建築等許可通知書(第31号様式)を交付するものとする。

(予定建築物等以外の建築等協議の申出等)

第17条 法第42条第2項の協議をしようとする者は、予定建築物等以外の建築等協議申出書(第32号様式)により市長に申し出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 市長は、第1項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、予定建築物等以外の建築等同意通知書(第33号様式)を交付するものとする。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築物等の許可の申請等)

第18条 法第43条第1項の許可を受けようとする者は、省令第34条に規定する図書に、第15条第2項各号(第2号及び第3号を除く。)に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、同項第1号及び第4号中「建築物」とあるのは、「建築物又は第一種特定工作物」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の許可をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書(第34号様式)を交付するものとする。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築物等の協議の申出等)

第19条 法第43条第3項の協議をしようとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書(第35号様式)に、省令第34条第2項に規定する図書のほか、第15条第2項各号(第2号及び第3号を除く。)に掲げる図書を添付して市長に申し出なければならない。この場合において、同項第1号及び第4号中「建築物」とあるのは、「建築物又は第一種特定工作物」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の協議が成立したときは、同項の規定による申出をした者に対し、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議同意通知書(第36号様式)を交付するものとする。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第20条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、当該承継の事由が生じた日から7日以内に、地位承継届出書(第37号様式)に、地位を承継したことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(開発許可に基づく地位の承継承認の申請等)

第21条 法第45条の承認を受けようとする者は、開発許可に基づく地位の承継承認申請書(第38号様式)に、次に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したこと  
を証する書類
- (2) 第4条第1項第2号から第5号までに掲げる図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の承認をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、開発許可に基づく地位承継承認通知書(第39号様式)を交付するものとする。

### 第3章 開発登録簿の調製及び閲覧等

(開発登録簿の調書の様式)

第22条 省令第36条第1項の開発登録簿(以下「登録簿」という。)の調書は、開発登録簿(調書)(第40号様式)によるものとする。

(登録簿の閲覧所)

第23条 省令第38条第1項の開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を都市計画部建築指導課に置く。

(閲覧時間等)

第24条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

2 閲覧所の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) 6月23日(慰靈の日)

3 市長は、登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるとときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は閲覧に供しない日を設けることができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手続)

第25条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申請書(第41号様式)を市長に提出しなければならない。

(持ち出しの禁止)

第26条 登録簿は、閲覧所の外へ持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規則の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者

(3) 登録簿の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(登録簿の写しの交付請求)

第28条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を請求しようとするものは、開発登録簿の写しの交付請求書(第42号様式)を市長に提出しなければならない。

#### 第4章 雜則

(工事完了公告)

第29条 省令第31条第1項に規定する工事の完了の公告は、那覇市公報に登載して行うものとする。

(開発許可を要しないことの証明)

第30条 法第29条第1項の許可を要しないことの証明を申請しようとする者は、開発許可不要証明申請書(第43号様式)に、実施する事業に係る次に掲げる図書を添付

して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業区域位置図(縮尺5,000分の1のもの)
- (2) 現況図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (3) 土地利用計画図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (4) 敷地求積図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの)
- (5) 敷地縦横断面図(縮尺200分の1以上のもの)
- (6) 事業区域内の土地の登記事項証明書
- (7) 事業区域内の土地の公図の写し
- (8) 建築物の配置図、平面図及び立面図(縮尺200分の1以上のもの)
- (9) 現況写真(撮影の位置及び方向を示す図を含む。)
- (10) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定による証明は、開発許可不要証明書(第44号様式)を交付することにより行うものとする。

(提出書類の部数)

第31条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する次に掲げる申請書又は申出書及びこれらに添付する図書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

- (1) 法第30条第1項の申請書
- (2) 開発行為協議申出書
- (3) 開発行為変更許可申請書
- (4) 開発行為変更協議申出書
- (5) 開発工事完了公告前の建築等承認申請書
- (6) 建築物特例許可申請書
- (7) 予定建築物等以外の建築等許可申請書
- (8) 予定建築物等以外の建築等協議申出書
- (9) 省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書
- (10) 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書
- (11) 開発許可に基づく地位の承継承認申請書
- (12) 開発許可不要証明申請書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、別に提出部数を指示することができる。

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前に沖縄県都市計画法施行細則(平成17年沖縄県規則第19号)第14条の規定により設置された開発行為許可標識については、施行日以後においては、第6条の規定により設置された開発許可標識とみなす。

第1号様式(第3条関係)

## 開発計画事前協議申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

那覇市開発行為の許可等に関する条例第3条の規定により、事前協議を申請します。

開 発 計 画 概 要	開発区域の位置	那覇市	
	開発区域の面積	平方メートル	
	開発行為の目的		
	開発区域に含まれる地域地区等	区 域 区 分 用 途 地 域 地 区 計 画 風 致 地 区 都市施設(法第11条) 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 災害危険区域 その他の区域等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域  <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内( ) <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内( )
	設 計 者	住 所 氏 名 電話番号 資格の種類( )	
	添付図書	(1)開発計画説明書(第2号様式) (2)開発区域位置図(縮尺5,000分の1のもの) (3)開発区域内の土地の公図の写し (4)現況図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの) (5)土地利用計画図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの) (6)造成計画平面図及び断面図(縮尺1,000分の1以上300分の1以下のもの) (7)給排水計画平面図(縮尺500分の1以上300分の1以下のもの) (8)その他( )	
※受付処理欄			

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

## 第2号様式(第3条関係)

(表)

開発計画説明書	
1 開発行為を行う理由(市街化調整区域で開発を行う場合のみ記入してください。)	
2 予定建築物等 用途 : 構造 : 階数 : 延べ面積 : 平方メートル 高さ : その他(住宅の場合のみ) : 分譲 、 賃貸	
3 計画戸数及び計画人口	
4 進入路及びその他の道路計画	
5 排水計画及び下水道計画(汚水処理計画を含む。)	
6 上水道給水計画	
7 公共公益施設(公園、集会所、消防水利施設、学校 その他公共又は公益の用に供する施設)	
8 開発工事施行年度計画	

(裏)

## 9 開発区域内の土地の現況

## (1) 地目別現況

区分	宅地	農地	山林	その他	合計
面積	m <sup>2</sup>				
比率	%	%	%	%	100%

## (2) 所有者別現況

区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計
面積	m <sup>2</sup>				
比率	%	%	%	%	100%

## 10 資金計画

開発(施行)費	千円	自己資金	千円	借入金	千円
---------	----	------	----	-----	----

## 11 土地利用計画

区分	住宅用 宅地	公共の用等に 供する空地	住宅用宅地 以外の宅地	その他 の土地	合計	※公共の用等に供 する空地の面積 は、12の欄中の合 計の面積を記入し てください。
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
比率	%	%	%	%	100%	

## 12 公共公益施設整備計画(公共の用等に供する空地)

区分	道路	公園	貯水 施設	水道、電気、 ガス施設	汚物処理場、 ごみ焼却場	河川、運 河その 他水路	学校図書 館等教育 施設	※各比率 は、12の 欄中の合 計の面積 に対する 各施設の 面積の割 合を記入 してください。
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
比率	%	%	%	%	%	%	%	
区分	病院 等医 療施 設	保育 施設	社会 福祉 施設	官公庁 施設	商業 施設	50戸以上 の団体住 宅、附帯 施設	その他公 共施設	
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
比率	%	%	%	%	%	%	%	100%

## 13 街区設定計画

個人住宅用 宅地規模	150m <sup>2</sup> 未満	150m <sup>2</sup> 以上 180m <sup>2</sup> 未満	180m <sup>2</sup> 以上 200m <sup>2</sup> 未満	200m <sup>2</sup> 以上 250m <sup>2</sup> 未満	250m <sup>2</sup> 以上	合計
宅地数						

## 14 その他必要事項

注 1 開発区域の工区を分けるときは、11、12、13及び14の欄については、必ず工区別に記載した内訳を添えてください。

2 土地利用計画、公共公益施設整備計画、街区設定計画については、11、12及び13の欄に記入するほか、次の事項を添付図面に明記してください。

- (1) 公共の用に供する土地帰属区分及びその配置
- (2) 街区の配置及びその番号
- (3) 予定される建築物の配置、規模、構造及び用途
- (4) 住宅用地及び公共用地以外の土地の配置及び用途
- (5) 貯水槽、消火栓その他の消防水利施設の位置
- (6) その他必要事項

第3号様式(第4条関係)

## 設計者の資格に関する申告書

年 月 日

那覇市長 様

設計者 住所

氏名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

都市計画法第31条に規定する資格については、次のとおりです。

建築による資格等	資格内容		取得年月日		登録又は合格番号	
	<input type="checkbox"/> 技術士( 部門) <input type="checkbox"/> 1級建築士 <input type="checkbox"/> その他( )					
最終学歴	学校名		学科名	修業年数	年	
			年 月 日	卒業、中退		
実務経歴	勤務先	所在地	職名	在職期間(合計年月)		
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
設計経歴	事業主体	工事施行者	工事施行場所	面積	許認可の番号及び年月日	
				m <sup>2</sup>	第 号	
				m <sup>2</sup>	年 月 日	
				m <sup>2</sup>	第 号	
				m <sup>2</sup>	年 月 日	
都市計画法施行規則 第19条の該当資格		<input type="checkbox"/> 1号 イロハニホヘトチ <input type="checkbox"/> 2号				

注 1 最終学歴の欄には、設計資格に関する学歴を記入してください。

2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経験のみを記入してください。

第4号様式(第4条関係)

## 申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第33条第1項第12号に規定する資力及び信用について、次のとおり申告します。

設立年月日				資本金	千円
法令による登録等					
従業員数					
前年度事業量	千円	資産総額	千円		
前年度納税額	法人税又は所得税	千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関					
工事管理者住所氏名					
役員略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他

注 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入してください。

第5号様式(第4条関係)

申請者の事業経歴書						
	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積 $m^2$	許認可番号 及び年月日	着工及び 完了の年月
開発行為の経歴					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
					第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了

第6号様式(第4条関係)

## 工事施工者の能力に関する申告書

年 月 日

那覇市長 様

工事施工者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第33条第1項第13号に規定する能力について、次のとおり申告します。

設立年月日		資本金	千円	
法令による登録等				
従業員数	事務人	技術人	労務人	合計人
前年度納税額	法人税又は所得税		千円	事業税千円
主たる取引金融機関				
建設業法第26条第1項の主任技術者の住所及び氏名				
技術者略歴	職名	氏名	年齢	在社年数

注 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入してください。

第7号様式(第4条関係)

工事施行者の工事経歴書						
	注文主の氏名 又は名称	元請、下 請の別	工事名及び工 事施行場所	面積	許認可番号及び 年月日	着工及び完了 の年月
開発行為の経歴				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 号 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了

## 第8号様式(第4条関係)

設計説明書								
設計者 住所 氏名 電話番号								
設計の方針	開発行為の目的							
	基本方針							
地域地区等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		用途地域等					
	地区計画区域 内・外		その他					
開発地域の現況	区分	宅地	農地	山林	里道、水路等	その他	合計	
	面積	m <sup>2</sup>						
	比率	%	%	%	%	%	100%	
土計地利用画	区分	建築物敷地		公共施設用地			その他	合計
		一般宅地	公益的施設	道路	公園	その他		
	面積	m <sup>2</sup>						
比率	%	%	%	%	%	100%		
公益的施設の計画	公益的施設の名称		敷地面積	管理者		整備計画(建設時期等)		
消防水利施設	<input type="checkbox"/> 貯水槽 基 <input type="checkbox"/> 消火栓 力所 <input type="checkbox"/> その他							
住宅の戸数等	予定戸数 戸	計画人口 人		人口密度 人/ha				

注 1 開発行為の目的の欄には、住宅地分譲、社員住宅、工場建設等の区分を記入してください。

2 基本方針の欄には、計画上、周辺地との関連や施行地の問題で特に注意した事項を記入してください。

3 開発区域内の土地の現況及び土地利用計画の欄については、開発区域を工区に分割したときは、工区別の内訳表を添付してください。

4 公益的施設の整備計画の欄には、都市計画法第29条第1項第3号に規定する建築物及び都市計画法施行令第27条に規定する公益的施設について記入してください。

第9号様式(第4条関係)

従前の公共施設一覧表

従前の公共施設の名称	番号	廃止、付替え又は拡幅等の別	概要		管理者		所有者		摘要
			延長(m)	幅員(m) 又は管径 (mm)	面積 (m <sup>2</sup> )	名称	同意の有無	名称	

- 注 1 従前の公共施設の名称の欄には、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
- 2 番号の欄には、造成計画平面図に付した番号を記入してください。
- 3 同一物件に管理者又は所有者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。
- 4 管理者と所有者が同一の場合には、所有者の名称及び同意の有無の欄は、記入しないでください。

第10号様式(第4条関係)

## 新設する公共施設一覧表

新設する公共施設の名称	番号	概要			管理者となるべき者の名称	協議成立、協議中の別	摘要
		延長(m)	幅員(m) 又は管径(mm)	面積(m <sup>2</sup> )			

- 注 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
- 2 番号の欄には、造成計画平面図に付した番号を記入してください。
- 3 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入してください。
- 4 同一物件に管理者が2人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。
- 5 拡幅の場合は、造成計画平面図において従前の公共施設に付した番号、幅員等を摘要の欄に記入してください。

第11号様式(第4条関係)

## 付替えに係る公共施設一覧表

従前の公共施設			付替えに係る公共施設		付替え後に おける従前 の公共施設 用地の帰属	摘要
名称	番号	土地所有者の名称	名称	番号		

- 注 1 都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入してください。  
2 従前の公共施設の番号の欄には、造成計画平面図に付した番号を記入してください。  
3 付替えに係る公共施設の欄には、従前の公共施設に対応する施設の公共施設の名称及び番号を記入してください。

第12号様式(第4条関係)

## 工事概要書

整地工事	切 土	面積 m <sup>2</sup>	土量 m <sup>3</sup>	
	盛 土	面積 m <sup>2</sup>	土量 m <sup>3</sup>	
	擁 壁	番号・記号	構造	高さ 延長
	がけ、法面 の保護	番号・記号	工法	法長 延長
	その他			
道路工事	側 溝	番号・記号	種類	寸法 延長・数量
	街 渠			
	路盤工			
排水工事	舗 装			
	橋梁その他の 工作物	番号・記号	種類	寸法 数量
	その他			
給水施設工事	公共の用に供 する排水施設	番号・記号	種類	内のり寸法 延長
	敷地内の 排水施設			
	その他			
公園等施設工事	給水施設	番号・記号	種類	寸法 延長・数量
	植 栽			
消防施設工事	張 芝			
	遊具施設			
	その他			
	消火栓	番号・記号	種類	寸法 延長・数量
	貯水槽			
	その他の工事			

注 1 所定の欄に記入できない場合は、別紙に記入してください。

2 番号・記号の欄には、設計図に付した番号又は記号を記入してください。

3 その他の工事の欄には、終末処理施設、遊水池等について記入してください。

第13号様式(第4条関係)

## 開発行為施行等同意書

開発許可申請者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

私が権利を持つ土地又は建築物その他の工作物について、上記の開発許可申請者が開発行為を施行し、又は開発行為に関する工事を実施することに同意します。

権利の対象物	所在地	地積等	権利の種別	同意年月日	同意をした者の住所及び氏名	印

注 1 所在地の欄には、同意の対象となる土地、建築物及びその他の工作物の所在を地番まで記入してください。

2 権利の種別の欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権その他の権利を記入してください。なお、共有の場合には、その旨を同欄に明記してください。

3 同意をした者の印鑑証明書を添付してください。

第14号様式(第4条関係)

(表)

様	那覇市指令 第 号 年 月 日	
那覇市長 印		
<b>開発行為許可通知書</b>		
年 月 日に申請のあった開発行為については、次のとおり許可したので、 都市計画法第35条第2項の規定により通知します。		
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
許可の条件 別紙のとおり		
開発行為の概要	開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	許可申請者の住所及び氏名	
	工事施行者の住所及び氏名	
	設計者の住所及び氏名	
	工事着手予定期日	年 月 日 (許可の日から 日以内)
	工事完了予定期日	年 月 日 (許可の日から 日以内)
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
その他必要な事項		

(裏)

## (教示)

## 1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

## 2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁決の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

## 3 審査請求等の期限

この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

## 4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 6 その他

第2項の裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

## 第15号様式(第4条関係)

(表)

		那覇市指令 第 号
		年 月 日
様		
那覇市長 印		
<b>開発行為不許可通知書</b>		
年 月 日に申請のあった開発行為については、次の理由により不許可としたので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。		
不許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
不許可の理由		

(裏)

(教示)

**1 開発審査会に対する審査請求**

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

**2 公害等調整委員会に対する裁決の申請**

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

**3 審査請求等の期限**

この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

**4 処分の取消しの訴え**

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**5 出訴期間**

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

**6 その他**

第2項の裁定の申請をすることができる事項については、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

第16号様式(第5条関係)

## 開発行為協議申出書

年 月 日

那覇市長 様

協議申出者 所在地

名 称

印

電話番号

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申し出ます。

開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる 地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	工事施行者の住所及び氏名	
	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
	自己の業務の用に供する もの又はその他のものの別	
	法第34条の該当号 及び該当する理由	第 号 理由
	その他必要な事項	
※受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※協議の成立に当たり付した条件		
※同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※手数料		

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

- 2 工事施行者の住所及び氏名の欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。
- 3 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合にのみ記入してください。
- 4 その他必要な事項の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続きの状況を記入してください。

第17号様式(第5条関係)

様	那覇市指令 第 号 年 月 日	
	那覇市長 印	
<b>開発行為協議同意通知書</b>		
年 月 日に申出のあった開発行為の協議については、次のとおり同意したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第5条第3項の規定により通知します。		
開発行為の概要	同意の年月日及び番号 年 月 日 第 号	
	協議の成立に当たり付した条件 別紙のとおり	
開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	工事施行者の住所及び氏名	
	設計者の住所及び氏名	
	工事着手予定年月日	年 月 日 (同意の日から 日以内)
	工事完成予定年月日	年 月 日 (同意の日から 日以内)
	自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
	その他必要な事項	

第18号様式(第6条関係)

開発許可標識	
許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
許可者	那霸市長
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	那霸市
開発区域の面積	平方メートル
工事の名称	
予定建築物等の用途	
許可を受けた者	住所 氏名
工事施行者	住所 氏名 電話番号
工事監理者	氏名
主任技術者	氏名
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
← 90センチメートル以上 →	

90セン  
チメー  
トル以  
上

- 注 1 この標識は、白地に黒書きとし、雨水等により記載内容が不鮮明とならないようにしてください。
- 2 この標識の製作及び設置に当たっては、強風等より破損し、又は倒壊しない材料、構造及び設置方法を用いてください。
- 3 この標識は、標識の下端と地面の間が80センチメートル以上となるように設置してください。

第19号様式(第7条関係)

## 開発行為変更許可申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる 地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	工事施行者の住所及び氏名	
	自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの 又はその他のものの別	
	法第34条の該当号 及び該当する理由	第 号 理由
	その他必要な事項	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※変更許可に付した条件		
※変更許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※手数料		

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 工事施行者の住所及び氏名の欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者氏名を記入してください。3 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整  
区域内において行われる場合にのみ記入してください。4 その他必要な事項の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法  
令による許可、認可等を要する場合に、その手続きの状況を記入してください。5 開発行為の変更の概要(その他必要な事項の欄を除く。)は、変更前及び変更後の内  
容を対照させて記入してください。

第20号様式(第7条関係)

(表)

様	那覇市指令 第 号 年 月 日	
那覇市長 印		
<b>開発行為変更許可通知書</b>		
<p>年 月 日に申請のあった開発行為の変更については、次のとおり許可しましたので、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第2項の規定により通知します。</p>		
開発行為の変更の概要	変更許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
	許可の条件	
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	許可申請者の住所及び氏名	
	工事施行者の住所及び氏名	
	設計者の住所及び氏名	
	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
その他必要な事項		

(裏)

(教示)

**1 開発審査会に対する審査請求**

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

**2 公害等調整委員会に対する裁決の申請**

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

**3 審査請求等の期限**

この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

**4 処分の取消しの訴え**

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**5 出訴期間**

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

**6 その他**

第2項の裁定の申請をすることができる事項については、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

第21号様式(第8条関係)

## 開発行為変更届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発行為の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

## 1 変更に係る事項

## 2 変更の理由

## 3 開発許可の年月日及び番号

年 月 日 第 号

注 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

第22号様式(第9条関係)

## 開発行為変更協議申出書

年 月 日

那覇市長様

協議申出者 所在地

名 称

印

電話番号

都市計画法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更の協議を申し出ます。

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	那覇市
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	工事施行者の住所及び氏名	
	自己の業務の用に供する もの又はその他のものの別	
	法 第 34 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	第 号 理由
	そ の 他 必 要 な 事 項	
開発協議の同意年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由		
※ 受付の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 変更協議の成立に当たり付した条件		
※ 協議同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 手数料		

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

- 2 工事施行者の住所及び氏名の欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。
- 3 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、申出に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合にのみ記入してください。
- 4 その他必要な事項の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記入してください。
- 5 開発行為の変更の概要(その他必要な事項の欄を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

第23号様式(第9条関係)

様	那覇市指令 第 号 年 月 日	
	那覇市長 印	
<b>開発行為変更協議同意通知書</b>		
年 月 日に申出のあった開発行為の変更協議については、次のとおり同意したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第9条第3項の規定により通知します。		
開発行為の変更の概要	同意の年月日及び番号 年 月 日 第 号	
	変更協議の成立に当たり付した条件 別紙のとおり	
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	協議申出者の所在地及び名称	
	工事施行者の住所及び氏名	
	設計者の住所及び氏名	
	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
	自己の業務の用に供するもの又はその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
その他必要な事項		

第24号様式(第10条関係)

## 工事着手届出書

年 月 日

那覇市長 様

届出者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

開発行為に関する工事に着手したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第10条の規定により届け出ます。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	那覇市
工事着手年月日	年 月 日
工事監理者	住所
	氏名
	電話番号
	資格、免許等
主任技術者	住所
	氏名
	電話番号
	資格、免許等
※受付処理欄	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 開発許可標識の設置状況を撮影した写真(遠景及び近景)を添付してください。

第25号様式(第14条関係)

## 開発工事完了公告前の建築等承認申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第37条第1号の規定により、開発工事完了公告前の  
建築物の建築  
特定工作物の建設

の承認を申請します。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる 地域の名称	那覇市
開発区域の面積	平方メートル
予定建築物等の用途	
予定建築物等の棟数 及び戸数又は数	
申請の理由	
※ 受付欄	※ 承認欄
※ 備考	

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

第26号様式(第14条関係)

(表)

		那覇市指令 第 号
		年 月 日
様		
那覇市長 印		
<b>開発工事完了公告前の建築等承認通知書</b>		
年 月 日に申請のあった開発工事完了公告前の 建築物の建築 特定工作物の建設		
については、次のとおり承認したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第14条第3項の規定により通知します。		
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
承 認 の 条 件	別紙のとおり	
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号	
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	那覇市	
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル	
予 定 建 築 物 等 の 用 途		
予 定 建 築 物 等 の 棟 数 及 び 戸 数 又 は 数		
申 請 の 理 由		

(裏)

(教示)

**1 不服申立て**

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

**2 処分の取消しの訴え**

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

**3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間**

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第27号様式(第15条関係)

## 建築物特例許可申請書

年 月 日

那覇市長様

申請者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を申請します。

開発許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
開発許可に当たり 付された制限の内容	
建築物の用途	
建築物を建築しようとする土地の所在及び地番	那覇市
受けようとする許可の具体的内容	
申請の理由	
※受付番号	年 月 日 第 号
※許可に付した条件	
※許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※手数料	
※備考	

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

第28号様式(第15条関係)

## 建築物概要書

主要用途								
		建築面積	延べ面積	敷地面積	建ぺい率及び容積率			
申請部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	建ぺい率 %			
申請以外の部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	容積率 %			
合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
建築物の棟別の概要								
棟番号	用 途	工事の種別	構 造	階数	建築面積	延べ面積	外壁の仕上げ	最高の高さ
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m
備考								

第29号様式(第15条関係)

(表)

那覇市指令 第 号 年 月 日 様	那覇市長 印
<b>建築物特例許可通知書</b>	
年 月 日に申請のあった建築物の建築については、次のとおり許可したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第15条第3項の規定により通知します。	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可の条件	別紙のとおり
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発許可に当たり付された制限の内容	
建築物の用途	
建築物を建築しようとする土地の所在及び地番	那覇市
受けようとする許可の具体的内容	
申請の理由	

(裏)

(教示)

**1 開発審査会に対する審査請求**

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

**2 公告等調整委員会に対する裁決の申請**

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公告等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

**3 審査請求等の期限**

この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

**4 処分の取消しの訴え**

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

**5 出訴期間**

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

**6 その他**

第2項の裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

第30号様式(第16条関係)

## 予定建築物等以外の建築等許可申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の

建築物の  $\begin{bmatrix} \text{新築} \\ \text{改築} \\ \text{用途の変更} \\ \text{特定工作物の新設} \end{bmatrix}$  の許可を申請します。

開発許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
予定建築物等の用途	
建築等をしようとする 土地の所在及び地番	那覇市
予定建築物等以外の 建築物等の用途	
予定建築物等以外の 建築等の理由	
法第34条の該当号 及び該当する理由	第 号 理由
※受付番号	年 月 日 第 号
※許可に付した条件	
※許可番号	年 月 日 第 号
※手数料	
※備考	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、建築等を行う建築物等が法第34条第1号から第12号までのいずれかに該当する場合にのみ記入してください。

第31号様式(第16条関係)

(表)

様	那覇市指令 第 号 年 月 日	
那覇市長 印		
<b>予定建築物等以外の建築等許可通知書</b>		
年 月 日申請のあった	建築物の <span style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">[ 新築 ]</span> <span style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">[ 改築 ]</span> <span style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">[ 用途の変更 ]</span> <span style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">[ 特定工作物の新設 ]</span>	については、
次のとおり許可したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第16条第3項の規定により通知します。		
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
許可の条件	別紙のとおり	
開発許可の年月日 及び番号	年 月 日 第 号	
予定建築物等の用途		
建築等をしようとする 土地の所在及び地番	那覇市	
予定建築物等以外の 建築物等の用途		
予定建築物等以外の 建築等の理由		
法第34条の該当号 及び該当する理由	第 号 理由	

(裏)

## (教示)

## 1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

## 2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

## 3 審査請求等の期限

この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

## 4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 6 その他

第2項の裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

第32号様式(第17条関係)

## 予定建築物等以外の建築等協議申出書

年 月 日

那覇市長 様

協議申出者 所在地

名 称

印

電話番号

都市計画法第42条第2項の規定により、予定建築物等以外の

建築物の 新築  
 改築  
 用途の変更  
 特定工作物の新設

の協議を申し出ます。

開発協議の同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号
予定建築物等の用途	
建築等をしようとする土地の所在及び地番	那覇市
予定建築物等以外の建築物等の用途	
予定建築物等以外の建築等の理由	
法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由
※受付番号	年 月 日 第 号
※協議の成立に当たり付した条件	
※同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号
※手数料	
※備考	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、建築等を行う建築物等が法第34条第1号から第12号までのいずれかに該当する場合にのみ記入してください。

第33号様式(第17条関係)

那覇市指令 第 号

年 月 日

様

那覇市長 印

## 予定建築物等以外の建築等同意通知書

年 月 日申出のあつた  
 建築物の  $\begin{bmatrix} \text{新築} \\ \text{改築} \\ \text{用途の変更} \end{bmatrix}$  の協議については、  
 特定工作物の新設

次のとおり同意したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第17条第3項の規定により通知します。

同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号
協議の成立に当たり付した条件	別紙のとおり
開発協議の同意の年月日及び番号	年 月 日 第 号
予定建築物等の用途	
建築等をしようとする土地の所在及び地番	那覇市
予定建築物等以外の建築物等の用途	
予定建築物等以外の建築等の理由	
法第34条の該当号及び該当する理由	第 号 理由

第34号様式(第18条関係)

(表)

様	那覇市指令 第 号 年 月 日
那覇市長 印	
<b>建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設許可通知書</b>	
年 月 日に申請のあった	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="flex-grow: 1; text-align: center;">           建築物の           <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;"></div> </div> </div> <div style="margin-right: 20px;">           については、         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; font-size: small;">           第一種特定工作物の新設         </div> </div>
次のとおり許可したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第18条第2項の規定により通知します。	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可の条件	別紙のとおり
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目、及び面積	那覇市  平方メートル
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロ若しくはハのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
その他必要な事項	

(裏)

## (教示)

## 1 開発審査会に対する審査請求

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときを除く。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

## 2 公害等調整委員会に対する裁決の申請

この処分に不服がある場合(不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときに限る。)は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

## 3 審査請求等の期限

この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則として、第1項の審査請求又は前項の裁決の申請をすることができなくなります。

## 4 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴え(第2項の裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 5 出訴期間

前項の取消しの訴えは、この処分についての第1項の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、当該採決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 6 その他

第2項の裁定の申請をすることができる事項に関しては、この処分の取消しの訴えを提起することはできず、当該裁定に対する取消しの訴えによらなければなりません。

## 第35号様式(第19条関係)

**建築物の新築、改築若しくは用途の変更  
又は第一種特定工作物の新設協議申出書**

年　月　日

那覇市長様

協議申出者 所在地

名 称

印

電話番号

都市計画法第43条第3項の規定により、  
 建築物の  $\begin{bmatrix} \text{新} \\ \text{改} \\ \text{用} \\ \text{途} \\ \text{の} \\ \text{變} \\ \text{更} \end{bmatrix}$  の協議を申し出ます。  
 第一種特定工作物の新設

建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	那覇市 平方メートル
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号口若しくはハのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
その他必要な事項	
※ 受付番号	年　月　日　第　　号
※ 協議の成立に当たり付した条件	
※ 同意の年月日及び番号	年　月　日　第　　号
※ 手数料	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 その他必要な事項の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載してください。

第36号様式(第19条関係)

<p>那覇市指令 第 号 年 月 日 様</p> <p>那覇市長 印</p> <p><b>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は 第一種特定工作物の新設協議同意通知書</b></p> <p>年 月 日に申出のあつた <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建築物の 新築 改築 用途の変更</span> ] ] については、 第一種特定工作物の新設</p> <p>次のとおり同意したので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第19条第2項の規定により通知します。</p>	
同意の年月日及び番号	年月日第号
協議の成立に当たり付した条件	別紙のとおり
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	那覇市 平方メートル
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロ若しくはハのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
その他必要な事項	

第37号様式(第20条関係)

## 地位承継届出書

年　月　日

那覇市長様

届出者　住所

氏名　　　　　　　印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第44条の規定により同法  
〔第29条第1項  
第43条第1項〕の許可に基づく地位を承継したの

で、届け出ます。

許可の年月日及び番号	年　月　日　第　　号
許可に係る地域の名称	那覇市
被承継人の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
承継の原因	
承継年月日	年　月　日
※受付処理欄	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 承継の原因が相続の場合は承継者の戸籍謄本等を、合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書を添付してください。

第38号様式(第21条関係)

## 開発許可に基づく地位の承継承認申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継の承認を受けたいので、  
次のとおり申請します。

開発許可の年月日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	那覇市
被承継人の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代 表 者 の 氏 名 )	
権原取得の原因	
権原取得年月日	年 月 日
※ 受付処理欄	
※ 手数料	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 申請者の資力及び信用に関する申告書(第4号様式)
- (3) 申請者の住民票(申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- (4) 申請者の所得税(申請者が法人である場合にあっては、法人税)に関する納税証明書
- (5) 申請者の事業経歴書(第5号様式)
- (6) その他市長が必要と認める図書

## 第39号様式(第21条関係)

		那覇市指令 第 号
		年 月 日
様		
		那覇市長 印
<b>開発許可に基づく地位承継承認通知書</b>		
年 月 日に申請のあった開発許可に基づく地位の承継については、次のとおり承認しましたので那覇市開発行為の許可等に関する規則第21条第2項の規定により通知します。		
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
承認の条件		

## (教示)

## 1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

## 2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第40号様式(第22条関係)

(表)

開発登録簿(調書)							
開発許可(協議同意) 年月日及び番号	年月日第号						
開発許可(協議同意)を受けた者の住所及び氏名							
地位の承継承認 年月日及び番号	年月日第号						
地位の承継者 の 住 所 及 び 氏 名							
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	那覇市 変更後 那覇市						
開発区域の面積	平方メートル 変更後 平方メートル						
工区数及び工区面積	変更後						
予定建築物等の用途	変更後						
公共施設の種類、 位置及び区域	変更後						
工事施行者の 住 所 及 び 氏 名	変更後						
設計者の住所及び氏名	変更後						
法第41条第1項の規定 による制限の内容							
許可の条件							
変更許可等	許可等の内容		許可等の年月日	許可等の番号			
完了検査等	工区	検査日	検査済証交付		完了公告		公共施設等
			年月日	番号	年月日	番号	
備考							

(裏)

	許可等の内容		許可等の年月日		許可等の番号	
変更許可等						
完了検査等	工区	検査日	検査済証交付		完了公告	
			年月日	番号	年月日	番号

第41号様式(第25条関係)

## 開発登録簿閲覧申請書

那覇市長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、開発登録簿の閲覧をしたいので、那覇市開発行為の許可等に関する規則第25条の規定により申請します。

閲覧の目的

開発許可(協議同意)の年月日及び番号

年 月 日 第 号

開発許可(協議同意)を受けた者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

開発区域に含まれる地域の名称

那覇市

※備考

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

第42号様式(第28条関係)

## 開発登録簿の写しの交付請求書

那覇市長様

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

都市計画法第47条第5項の規定により、開発登録簿の写しの交付を請求します。

請求の目的		
開発許可(協議同意)の年月日及び番号 年 月 日 第 号		
開発許可(協議同意)を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
開発区域に含まれる地域の名称 那覇市		
請求の内訳		
開発登録簿(調書)	土地利用計画図	※手数料
通	通	円

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

第43号様式(第30条関係)

## 開発許可不要証明申請書

那覇市長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の事業について、都市計画法第29条第1項の許可を要しないことの証明を申請します。

事業を実施する者の住所及び氏名					
事業区域の位置	那覇市 地目( ) 地積(実測)( m <sup>2</sup> )				
事業区域に含まれる地域地区等	□市街化区域 □市街化調整区域 用途地域( )				
事業の目的					
建築物等の概要	用 途				
	構 造	造 階建	高さ m	棟	戸
	規 模	建築面積 m <sup>2</sup>	延べ面積 m <sup>2</sup>		
工事の種類	□新築(新設) □増築 □改築 □その他				
証明の使用目的	□建築確認申請 □道路位置指定申請 □その他				
※審査経過	1 調査事項 □ 現地調査( 年 月 日) □ その他( )				
	2 該当事項 □ 都市計画法第4条第12号の開発行為に非該当 □ 都市計画法適合(法第 条第 項 号該当)				
※受付	年 月 日 第 号				
※決裁	年 月 日				
※処理欄					

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 事業を実施する者の住所及び氏名の欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

第44号様式(第30条関係)

## 開発許可不要証明書

第 号

年 月 日

様

那覇市長

印

次の事業については、都市計画法第29条第1項の許可を要しないことを証明します。

事業を実施する者の住所及び氏名					
事業区域の位置	那覇市 地目( ) 地積(実測)( m <sup>2</sup> )				
事業区域に含まれる地域地区等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 用途地域( )				
事業の目的					
建築物等の概要	用 途				
	構 造	造	階建	高さ	m 棟 戸
	規 模	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築(新設) <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他				
証明の使用目的	<input type="checkbox"/> 建築確認申請 <input type="checkbox"/> 道路位置指定申請 <input type="checkbox"/> その他				
備考					

那覇市規則第54号  
平成24年12月28日

那覇市食品衛生法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市食品衛生法施行細則

### (趣旨)

第1条 この規則は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)の実施のため、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)、食品衛生法施行条例(平成12年沖縄県条例第25号)、食品衛生法施行細則(昭和47年沖縄県規則第44号)及び那覇市食品衛生法施行条例(平成24年那覇市条例第59号。以下「市条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (と畜検査員等)

第2条 法第9条第1項ただし書に規定する当該職員は、獸畜に係る検査にあってはと畜場法(昭和28年法律第114号)第19条に規定すると畜検査員、家きんに係る検査にあっては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第39条第1項の規定により市長が指定する者をもって充てるものとする。

### (検査命令に基づく試験品の採取数量)

第3条 政令第4条第4項の規定により検査を行う場合の試験品の採取数量は、別表第1のとおりとする。

### (食品衛生管理者の設置等の届書)

第4条 省令第49条第1項の規定による届書は、食品衛生管理者設置(変更)届書(第1号様式)によるものとする。

### (食品衛生責任者の資格等)

第5条 市条例別表の第1第8項第1号に規定する食品衛生責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第48条に規定する食品衛生管理者になることができる資格を有する者
- (2) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第1条に規定する栄養士の資格を有する者
- (3) 調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師の資格を有する者
- (4) 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第2条に規定する製菓衛生師の資格を有する者

- (5) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に規定する食鳥処理衛生管理者の資格を有する者
- (6) 船舶料理士に関する省令(昭和50年運輸省令第7号)第2条に規定する船舶料理士の資格を有する者
- (7) 市長又は市長が指定する団体が実施する食品衛生責任者養成講習会(以下「養成講習会」という。)の課程を修了した者又は市長がこれと同等以上の知識を有すると認めた者
- (8) 都道府県、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条各号に規定する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)の食品衛生関係の条例、規則等に基づく資格を有する者又は都道府県等若しくは都道府県等の長が食品衛生に関して同等以上の知識を有すると認めた者
- 2 営業者は、営業の許可を受けた後、1年以内に、食品衛生責任者を設置しなければならない。
- 3 食品衛生責任者の設置数は、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 食品衛生責任者は、政令第35条に規定する営業又は第18条に規定する営業を行う施設につき1人設置すること。ただし、食品の保存、調理、加工、製造若しくは販売(以下「保存等」という。)の工程が複雑な施設又は面積が広い施設、複数の建物を有する施設その他規模の大きな施設にあっては、保存等の工程又は施設の規模に応じた複数の食品衛生責任者を設置すること。
- (2) 同一施設において、2以上の営業を行う場合であって、かつ、1人の食品衛生責任者によって複数の営業の衛生管理ができないときは、各営業ごとに食品衛生責任者を設置すること。
- (3) 自動販売機を用いて食品(容器包装詰加圧加熱殺菌食品、瓶詰食品及び缶詰食品(以下「容器包装詰加圧加熱殺菌食品等」という。)を除く。)を販売する営業にあっては、自動販売機10台につき、1人の食品衛生責任者を設置すること。
- 4 営業者は、食品衛生責任者を設置したとき、又は食品衛生責任者を変更したときは、10日以内に食品衛生責任者設置(変更)報告書(第2号様式)を保健所長に提出しなければならない。
- (講習会)

第6条 市長は、養成講習会における所定の科目を修了した者に対し、食品衛生責任者養成講習会修了証明書(第3号様式。次条において「講習会修了証明書」という。)を交付するものとする。

2 養成講習会においては、次の各号の科目につき当該各号に定める時間の講義を行うものとする。

- (1) 公衆衛生学 1時間
- (2) 衛生法規 2時間
- (3) 食品衛生学 3時間

3 市長は、食品衛生責任者を対象として、食品及び施設の衛生の保持に関し、必要な知識を習得するための講習会を定期的に実施するものとする。

(講習会修了証明書の再交付)

第7条 講習会修了証明書の交付を受けた者は、講習会修了証明書を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、食品衛生責任者養成講習会修了証明書再交付申請書(第4号様式)により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、講習会修了証明書の破損又は汚損によるときは、当該講習会修了証明書を添付しなければならない。

2 講習会修了証明書を紛失し講習会修了証明書の再交付を受けた者は、当該紛失した講習会修了証明書を発見したときは、再交付された講習会修了証明書を速やかに保健所長に返納しなければならない。

(営業許可申請書)

第8条 省令第67条第1項及び第2項の申請書は、食品営業許可(新規・継続)申請書(第5号様式)によるものとする。ただし、自動販売機による営業の許可の申請書は、自動販売機による食品営業許可(新規・継続)申請書(第6号様式)によるものとする。

2 申請者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写しを添付しなければならない。

(許可の有効期間)

第9条 法第52条第3項の規定による営業許可の有効期間は、次の各号に掲げる適合数(当該許可を受けようとする施設の別表第2の査定項目基準に適合する項目の数をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 3項目以下 5年
  - (2) 4項目以上9項目以下 6年
  - (3) 10項目以上 7年
- (営業基準等)

第10条 保健所長は、次に掲げる営業に対する法第52条第1項の許可に当たっては、食品衛生上必要な条件を付すものとする。

- (1) 自動車営業
  - (2) 簡易営業
  - (3) 前2号に掲げる営業以外の営業であつて、その営業の実態から条件を付す必要があると認められるもの
- 2 前項第1号及び第2号の営業で保存等をすることができる食品は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 飲食店営業 調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された食品(第3号に掲げる食品を除く。)及び飲物類
  - (2) 喫茶店営業 削氷、アイスクリーム類(小分けして販売するものに限る。)及び飲物類
  - (3) 菓子製造業 調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された菓子
  - (4) アイスクリーム類製造業 殺菌液状ミックスを原料として製造されたソフトクリーム
  - (5) 乳類販売業 盖のある容器入りの直接飲用に供される牛乳、山羊乳及び乳飲料
  - (6) 食肉販売業 包装冷凍食肉
  - (7) 魚介類販売業 完全に密封して包装した後に急速冷凍した魚介類(自動車営業にあつては、密閉包装され、かつ、冷蔵された魚介類を含む。)
  - (8) 氷雪販売業 衛生的に密閉包装された冰雪
  - (9) その他の営業 保健所長が認める食品
- 3 第1項第1号及び第2号の営業に対する許可に当たっては、前項に定める食品以外の食品の保存等をする場合においては、保健所長にその旨を届け出ることを条件として付すものとする。

- 4 保健所長は、前項の規定による届出があった場合は、食品衛生上支障がないと認めるときに限り、当該届出のあった食品の保存等を認めるものとする。
- 5 自動車営業には、第3項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。
  - (1) 営業の許可を受けた月及び当該月以後6月ごとに、次の6月の自動車の設置場所を出店予定届(第7号様式)により保健所長に報告すること。
  - (2) 報告した設置場所を変更する場合にあっては、変更する日の前日までに、新たに設置する場所を保健所長に連絡すること。
- 6 簡易営業には、第3項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。
  - (1) 施設の設置場所は、本市内とすること。
  - (2) 営業の許可を受けた月及び当該月以後6月ごとに、次の6月の施設の設置場所を出店予定届により保健所長に報告すること。
  - (3) 報告した設置場所を変更する場合にあっては、変更する日の前日までに、新たに設置する場所を保健所長に連絡すること。

(食品営業許可証の交付)

第11条 保健所長は、法第52条の規定により許可をしたときは、食品営業許可証(第8号様式。以下「営業許可証」という。)を交付するものとする。

(営業許可証の再交付)

第12条 営業許可証の交付を受けた者(以下「許可営業者」という。)は、営業許可証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、食品営業許可証再交付申請書(第9号様式)により、保健所長に再交付を申請しなければならない。この場合において、営業許可証の破損又は汚損によるときは、当該営業許可証を添付しなければならない。

2 営業許可証を紛失し営業許可証の再交付を受けた許可営業者は、当該紛失した営業許可証を発見したときは、再交付された営業許可証を速やかに保健所長に返納しなければならない。

(変更の届出)

第13条 省令第71条の規定による営業許可申請事項の変更は、当該変更のあった日から10日以内に食品営業許可申請事項の変更届(第10号様式)に営業許可証及び関係書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第14条 省令第68条第1項に規定する届出書は食品営業許可営業者地位承継(相続)届(第11号様式)とし、同条第2項第2号に規定する同意書は食品営業許可営業者地位承継同意書(第12号様式)によるものとする。

2 省令第69条第1項に規定する届出書は、食品営業許可営業者地位承継(合併)届(第13号様式)によるものとする。

3 省令第70条第1項に規定する届出書は、食品営業許可営業者地位承継(分割)届(第14号様式)によるものとする。

4 省令第71条の規定による地位承継の届出内容の変更の届出書は、食品営業許可営業者地位承継届出内容変更届(第15号様式)によるものとする。

(営業許可証の書換え交付)

第15条 保健所長は、前2条に規定する届出書の提出があったときは、営業許可証を書き換えて交付するものとする。

(休業、廃業等の届出)

第16条 市条例第5条第1項の規定による休業若しくは廃業の届出又は同条第2項の規定による営業再開の届出は、食品営業休業・廃業・再開届(第16号様式)によるものとする。

(検食の保存)

第17条 市条例別表の第1第12項第3号に規定する検食の保存は、責任者を定め、採取容器等に採取の日時を記載するとともに、原材料及び調理済みの食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、密封し、及び摂氏零下20度以下で2週間以上保存すること。

(給食施設の報告)

第18条 寄宿舎、学校、病院、工場等の施設において、反復継続的に給食を行う者は、給食施設報告書(第17号様式)を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の報告があったときは、給食施設報告済証(第18号様式)を交付するものとする。

3 紹食施設報告済証の交付を受けた者は、当該報告済証を施設内の見やすい場所に掲示しておかなければならぬ。

4 給食施設報告済証の交付を受けた者は、給食施設を30日以上休止しようとするとき、又は廃止したときは、速やかに給食施設休止・廃止届(第19号様式)により保健所長に届け出なければならない。

5 前項の規定により休止の届出をした者が給食施設を再開しようとするときは、再開の5日前までに、給食施設再開届(第20号様式)により保健所長に届け出なければならない。

(特定営業の報告及び廃業の届出)

第19条 次に掲げる営業(以下「特定営業」という。)を営む者は、特定営業報告書(第21号様式)を保健所長に提出しなければならない。

- (1) 製粉業
  - (2) 豆腐及び豆腐加工品販売業(製造を兼ねるもの除く。)
  - (3) こんにゃく製造業
  - (4) 漬物製造業(塩漬け又はぬか漬けを製造するものに限る。)
  - (5) 生菓子販売業
  - (6) 省令第78条のおもちゃ製造業
  - (7) 魚介類加工品販売業
  - (8) 乳搾取業
  - (9) 乳製品販売業(バター、チーズ、発酵乳又は乳酸菌飲料を販売するものを除く。)
  - (10) アイスクリーム類販売業
  - (11) たる詰、つぼ詰、合成樹脂製容器詰等食品製造業
  - (12) 前各号に掲げる営業以外の食料品製造業(営業許可を要するものを除く。)
- 2 保健所長は、前項の報告があったときは、特定営業報告済証(第22号様式)を交付するものとする。
- 3 特定営業報告済証の交付を受けた営業者は、当該特定報告済証を営業所内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 4 特定営業を営む者は、その営業を30日以上休業しようとするとき、又は廃業したときは、速やかに特定営業休業・廃業届(第23号様式)により保健所長に届け出なければならない。

5 前項の規定により休業の届出をした者がその営業を再開しようとするときは、再開の5日前までに、特定営業再開届(第24号様式)により保健所長に届け出なければならない。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

## 試験品の採取数量

## 1 食品

## (1) 清涼飲料水(缶詰又は瓶詰のものを除く。)

ロットを形成する製品数	試験品の数量
8,000個以下	2個
8,001個以上22,000個以下	3個
22,001個以上	5個

## (2) 粉末清涼飲料

ロットを形成する製品数	試験品の数量
500個以下	2個
501個以上800個以下	3個
801個以上	5個

## (3) ハム、ソーセージ及びベーコン

ロットを形成する製品数	試験品の数量
500個以下	2個
501個以上800個以下	3個
801個以上1,300個以下	5個
1,301個以上3,200個以下	7個
3,201個以上8,000個以下	10個
8,001個以上	15個

## (4) ケーシング詰のかまぼこ、魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコン

ロットを形成する製品数	試験品の数量
500個以下	2個
501個以上800個以下	3個
801個以上1,300個以下	5個
1,301個以上3,200個以下	7個
3,201個以上8,000個以下	10個
8,001個以上	15個

## 2 添加物

品目	試験品の数量
法第11条第1項の規定により規格が定められた添加物(かんすい並びにタル色素及びその製剤を除く。)	ロットを形成する製品ごとに必要最小量(ロットを形成する最大の量は、300キログラム(製造の工程及び方法等からみて公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、これを上回る量とすることができる。)とする。)

## 3 器具

(1) 食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲食器

ア 自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯によって製造されたもの ロットごとに3個

イ ア以外の焼成窯によって製造されたもの

ロットを形成する製品数	試験品の数量
800個以下	3個
801個以上1,300個以下	5個
1,301個以上3,200個以下	7個
3,201個以上8,000個以下	10個
8,001個以上	15個

(2) フェノール樹脂製、メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器 前号イの表を適用する。

## 別表第2(第8条関係)

## 査定項目基準

査定項目	内容
1建物	鉄骨若しくは鉄筋コンクリート、石材、ブロック又はれんが 造りであるもの
2天井・内壁	コンクリート、モルタル、タイル又はステンレス等耐 <sup>しょく</sup> 蝕性金 属材で清掃が容易であるもの
3天井の構造	パイプ等は全て天井裏に収納され、天井面が平滑であるもの
4床・腰張り	コンクリート、モルタル、タイル又はステンレス等耐 <sup>しょく</sup> 蝕性金 属材でひび割れ等がなく平滑で清掃が容易であるもの
5内壁・床の構造	内壁と床の接合部がR構造であるもの 腰張りがある場合には、接合上部が45度以下の取付構造であ るもの
6空調設備	機械による換気及び室温管理であるもの
7洗浄設備	コンクリート、タイル、陶製又はステンレス等耐 <sup>しょく</sup> 蝕性金属材 であるもの
8保管設備	コンクリート、石材、ブロック、れんが又はステンレス等耐 <sup>しょく</sup> 蝕性金属材であるもの
9冷蔵・冷凍設備	コンクリート、タイル又はステンレス等耐 <sup>しょく</sup> 蝕性金属材で機械 式であるもの
10製造・加工・調理販売設備	コンクリート、タイル又はステンレス等耐 <sup>しょく</sup> 蝕性金属材である もの
11給水設備	水道水(水道法(昭和32年法律第177号)に規定する水道により 供給される水をいう。)であるもの
12排水設備	下水道又は合併処理浄化槽のもの
13手洗消毒設備	自動手洗消毒設備、エアータオル等を食品の取扱場所及び便 所に設置しているもの
14厨房の広さ	十分な広さであるもの
15更衣室	専用であるもの

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在  
 地、名称、代表者の氏名及び電話番号

## 食品衛生管理者設置(変更)届書

食品衛生法第48条第8項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届けます。

食品衛生法施行令第13に規定する食品又は添加物の名称					
施設	所在地				
	名称				
食品衛生管理者(変更の場合には、新旧を併記すること。)					
(新)	住所	(旧)	住所		
	氏名		氏名		
	生年月日		年 月 日生	生年月日	年 月 日生
食品衛生管理者(変更の場合には、新旧を併記すること。)					
(新)	職名	(旧)	職名		
	職種		職種		
	職務内容		職務内容		
食品衛生管理者の設置又は変更の年月日			年 月 日		

(添付書類)

- 1 食品衛生管理者の履歴書
- 2 食品衛生管理者の資格を証する書類
- 3 営業者との雇用関係を証する書類

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

営業者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 食品衛生責任者設置(変更)報告書

食品衛生責任者を設置(変更)したので、那覇市食品衛生法施行細則第5条第4項の規定により、次のとおり報告します。

食品衛生責任者 者の特記事項	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	食品衛生責任者 になることがで きる資格の種類	那覇市食品衛生法施行細則第5条第1項第 号に規定する資格(複数の資格を有する場合 は一つ記入)
食品衛生責任者の設置日		年 月 日
営業所	所 在 地	
	名 称	
	従業員数	人
営業の種類		

(提示書類)

資格を証明する書類又はその写し

第3号様式(第6条関係)

第 号

食品衛生責任者養成講習会修了証明書

(受講者氏名) 様

あなたは、食品衛生責任者養成講習会の全過程を修了したことを証明します。

受講年月日 年 月 日

交付年月日 年 月 日

那覇市長 印

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 食品衛生責任者養成講習会修了証明書再交付申請書

食品衛生責任者養成講習会修了証明書の再交付を受けたいので、那霸市食品衛生法施行細則第7条第1項の規定により、次のとおり営業許可証の再交付を申請します。

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
受講年月日	年 月 日		
交付年月日	年 月 日		
再交付を申請する理由	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 亡失 <span style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </span>		

(添付書類)

再交付申請の理由が、食品衛生責任者養成講習会修了証明書を破損し、又は汚損した場合にあっては当該食品衛生責任者養成講習会修了証明書

(提示書類)

身分を証明する書類

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 食品営業許可(新規・継続)申請書

食品営業許可を受けたいので、食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業所	所在地			
	名称等		電話番号	
営業の種類		許可番号及び許可年月日		備考
1		第 号	年 月 日	
2		第 号	年 月 日	
3		第 号	年 月 日	
4		第 号	年 月 日	
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又は食品衛生法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。			
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。			

## (備考)

- 1 「申請者の欠格事項」欄は、法人のときは、その業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。
- 2 水道水以外の水を使用する場合は、官公署又は厚生労働大臣の指定する施設の水質検査成績書又はその写しを提示すること。

## (添付書類)

- 1 法人の場合、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し
- 2 新規許可申請の場合、営業設備の大要(営業設備の構造を記載した図面でも可)及び案内図

第6号様式(第8条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

申請者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在  
 地、名称、代表者の氏名及び電話番号

## 自動販売機による食品営業許可(新規・継続)申請書

自動販売機による食品営業許可を受けたいので、食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業の種類				
許可番号及び許可年月日		第 号 年 月 日		
営業所	所在地			
	名称等		電話番号	
本 社	所在地		電話番号	
機種名及び台数				
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又は食品衛生法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。			
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。			

(備考)

- 1 「申請者の欠格事項」欄は、法人のときは、その業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載してください。
- 2 水道水以外の水を使用する場合は、官公署又は厚生労働大臣の指定する施設の水質検査成績書又はその写しを提示すること。

## (添付書類)

- 1 法人の場合、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し
- 2 新規許可申請の場合、営業設備の大要(営業設備の構造を記載した図面でも可)及び案内図

第7号様式(第10条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

営業者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

出店予定期

( 年 月から 年 月分)

営業所の名称等	
営業の種類	
許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日

設置年月日(曜日)	設置場所

## 第8号様式(第11条関係)

		指令 第 号
		年 月 日
申請者 住所		
氏名	様	
那覇市保健所長 印		
食品営業許可証		
年 月 日付け申請のあつた	については、食	
品衛生法第52条の規定により下記のとおり許可する。		
記		
営業所 名 称	所在地	
営 業 の 種 類		
有 効 期 限	年 月 日まで	
許 可 条 件		

第9号様式(第12条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

## 食品営業許可証再交付申請書

営業許可証の再交付を受けたいので、那覇市食品衛生法施行細則第12条第1項の規定により、次のとおり営業許可証の再交付を申請します。

営業の種類	
許可番号及び許可年月 日	第 号 年 月 日
営業所の名称	
営業所の所在地	
再交付を申請する理由	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 亡失 〔 〕

(添付書類)

再交付申請の理由が、営業許可証を破損し、又は汚損した場合にあっては当該  
営業許可証

(提示書類)

亡失した場合であって、許可営業者本人が申請を行う場合は身分を証明する書  
類を、許可営業者の代理人が申請を行う場合はそれを証明する書類

第10号様式(第13条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在  
 地、名称、代表者の氏名及び電話番号

## 食品営業許可申請事項の変更届

□住所・氏名  
 □営業所の名称、屋号又は商号  
 □営業設備の大要

] を変更したので、食品衛生法施行規則

第71条の規定により、次のとおり届けます。

営業所	所在地			
	名称等		電話番号	
営業の種類		許可番号及び許可年月日		備考
1		第 号	年 月 日	
2		第 号	年 月 日	
3		第 号	年 月 日	
変更年月日		年 月 日		
変更事項				
変更内容	(旧)			
	(新)			

(添付書類)

変更事項を明らかにする関係書類

第11号様式(第14条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

被相続人との続柄( )

## 食品営業許可営業者地位承継(相続)届

食品衛生法施行規則第68条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届けます。

被相続人	住 所	
	氏 名	
相続開始の年月日		年 月 日
営業所所在地		
営業の種類		
現に受けている営業許可 の番号及びその年月日		第 号 年 月 日

(添付書類)

- 1 戸籍謄本
  - 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
- (食品営業許可営業者地位承継同意書(第12号様式))

第12号様式(第14条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

## 食品営業許可営業者地位承継同意書

私は、 (住所： )  
 が、下記営業施設の営業者の地位を承継することについて同意します。

記

営業施設	所在 地			
	名 称			
現に受けている営業許可 の番号及びその年月日	第 号 年 月 日			
同意者	1	住 所		
		氏 名	印	被相続人との続柄( )
	2	住 所		
		氏 名	印	被相続人との続柄( )
	3	住 所		
		氏 名	印	被相続人との続柄( )
4	住 所			
	氏 名	印	被相続人との続柄( )	
5	住 所			
	氏 名	印	被相続人との続柄( )	
6	住 所			
	氏 名	印	被相続人との続柄( )	

第13号様式(第14条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

届出者 主たる事務

所の所在地

名 称

代表者氏名

印

電話番号

## 食品営業許可営業者地位承継(合併)届

食品衛生法施行規則第69条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届けます。

合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者氏名	
合併の年月日	年 月 日	
営業所の所在地		
営業の種類		
現に受けている 営業許可の番号 及びその年月日	年 月 日 第 号	

(添付書類)

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

第14号様式(第14条関係)

年　月　日

那覇市保健所長 様

届出者 主たる事務

所の所在地

名 称

代表者氏名

印

電話番号

## 食品営業許可営業者地位承継(分割)届

食品衛生法施行規則第70条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届けます。

分割前の法人	主たる事務 所の所在地	
	名 称	
	代表者氏名	
分割の年月日	年 月 日	
営業所の所在地		
営業の種類		
現に受けている 営業許可の番号 及びその年月日	年 月 日 第 号	

(添付書類)

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

第15号様式(第14条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 食品営業許可営業者地位承継届出内容変更届

<input type="checkbox"/> 届出者の住所・氏名
<input type="checkbox"/> 営業施設の名称
<input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地
<input type="checkbox"/> 代表者氏名

を変更しましたので、食品衛生法施行規則

第71条の規定により、次のとおり届けます。

変更内容	(旧)	
	(新)	
変更年月日		年 月 日

(添付書類)

変更事項を明らかにする関係書類

第16号様式(第16条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 食品営業休業・廃業・再開届

営業を休業・廃業・再開したので、那霸市食品衛生法施行条例第5条第1項又は第2項の規定により次のとおり届けます。

営業所	所在地	
	名称、屋号 又は商号	
営業の種類		
許可番号及び許可年 月日	第 号	
休業・廃業・再開年 月日	年 月 日	
休業の場合の予定期 間	年 月 日まで	

(添付書類)

廃業のときは、営業許可証

第17号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

報告者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 給食施設報告書

那覇市食品衛生法施行細則第18条第1項の規定により、次のとおり届けます。

施 設	所在地	
	名 称	
給食開始年月日	年 月 日	
給食対象者数		
給食数	朝食( 食) 計 食	昼食( 食) 夕食( 食)

(添付書類)

施設の平面図

## 第18号様式(第18条関係)

		年　月　日
報告者	住所	
	氏名	様
		那覇市保健所長　印
給食施設報告済証		
年　月　日	付け報告のあつた	については、那
覇市食品衛生法施行細則第18条の規定により下記のとおり証する。		
施設	所在地	
	名 称	
報告者 氏名		

第19号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

報告者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 給食施設休止・廃止届

給食施設を休止・廃止したので、那覇市食品衛生法施行細則第18条第4項の規定により、次のとおり届けます。

施 設	所 在 地	
	名 称	
休止・廃止年月日	年 月 日	
休止の場合の予定期間	年 月 日まで	

(添付書類)

廃止のときは、給食施設報告済証

第20号様式(第18条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

報告者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 給食施設再開届

給食施設を再開するので、那霸市食品衛生法施行細則第18条第5項の規定により、  
次のとおり届けます。

施設	所在地	
	名 称	
再 開 年 月 日		年 月 日
給 食 対 象 者 数		
給 食 数	朝食( 食) 計 食	昼食( 食) 夕食( 食)

第21号様式(第19条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

報告者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

特定営業報告書

那霸市食品衛生法施行細則第19条第1項の規定により、次のとおり報告します。

営業所	所在地	
	名 称	
営業の種類		

(添付書類)

施設の平面図

第22号様式(第19条関係)

年 月 日

報告者 住所

氏名 様

那霸市保健所長 印

特定営業報告済証

年 月 日付け報告のあった については、那  
霸市食品衛生法施行細則第19条の規定により下記のとおり証する。

営業所	所在地	
	名称	
報告者氏名		

第23号様式(第19条関係)

年　月　日

那覇市保健所長 様

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 特定営業休業・廃業届

営業を休(廃)業したので、那覇市食品衛生法施行細則第19条第4項の規定により次のとおり届けます。

営業所	所 在 地	
	名称、屋号 又は商号	
営業の種類		
廃(休)業年月日		年　月　日
休業の場合の予定期間		年　月　日まで

(添付書類)

廃業のときは、営業報告済証

第24号様式(第19条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 特定営業再開届

営業を再開したので、那霸市食品衛生法施行細則第19条第5項の規定により  
次のとおり届けます。

営業所	所 在 地	
	名称、屋号 又は商号	
営業の種類		
許可番号及び許可年 月日		第 号 年 月 日
再開年月日		年 月 日

那覇市規則第55号  
平成24年12月28日

那覇市医療法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 那覇市医療法施行細則

### (趣旨)

第1条 この規則は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の実施のため、医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下「政令」という。)、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)及び那覇市医療法施行条例(平成24年那覇市条例第64号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (開設許可申請等)

第2条 法第7条第1項の規定による次の各号に掲げる許可の申請は、それぞれ当該各号に掲げる様式によるものとする。

- (1) 診療所の開設許可 診療所開設許可申請書(第1号様式)
- (2) 助産所の開設許可 助産所開設許可申請書(第2号様式)

2 前項の申請には、医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師等医療関係技術者及び栄養士の履歴書を添付するものとする。

3 保健所長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、診療所又は助産所の開設の許可をしたときは診療所・助産所開設許可証(第3号様式)を、診療所又は助産所の開設の許可をしないときは診療所・助産所開設不許可通知書(第4号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

### (変更の許可申請)

第3条 法第7条第2項の規定による診療所又は助産所の開設許可事項の変更の許可申請は、診療所・助産所開設許可事項変更許可申請書(第5号様式)によるものとする。

2 保健所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を許可したときは診療所・助産所開設許可事項変更許可証(第6号様式)を、変更を許可しなかったときは診療所・助産所開設許可事項変更不許可通知書(第7号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

### (診療所の病床設置許可の申請等)

第4条 法第7条第3項の規定による診療所の病床設置許可の申請は診療所病床設置許可申請書(第8号様式)により、診療所病床設置許可事項の変更の許可の申請は

診療所病床設置許可事項変更許可申請書(第9号様式)によるものとする。

- 2 保健所長は、前項の診療所の病床設置許可の申請があったときは、その内容を審査し、設置を許可したときは診療所病床設置許可証(第10号様式)を、設置を許可しなかったときは診療所病床設置不許可通知書(第11号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。
- 3 保健所長は、第1項の診療所病床設置許可事項の変更の許可の申請があったときは、その内容を審査し、変更を許可したときは診療所病床設置許可事項変更許可証(第12号様式)を、変更を許可しなかったときは診療所病床設置許可事項変更不許可通知書(第13号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

(診療所病床設置届)

第5条 政令第3条の3の規定による診療所の病床設置の届出は、診療所病床設置届(第14号様式)によるものとする。

(病床設置届出事項の変更届)

第6条 政令第4条第2項の規定による診療所の病床設置届出事項の変更の届出は、診療所病床設置届出事項変更届(第15号様式)によるものとする。

(開設届)

第7条 政令第4条の2第1項の規定による診療所又は助産所の開設の届出は、診療所・助産所開設届(第16号様式)によるものとする。

第8条 法第8条の規定による診療所開設の届出は診療所開設届(第17号様式)により、助産所開設の届出は助産所開設届(第18号様式)によるものとする。

- 2 保健所長は、前項の届出を受理したときは、診療所・助産所開設届出済証(第19号様式)を届出者に交付するものとする。

(届出事項等の変更届)

第9条 政令第4条第1項及び第3項並びに政令第4条の2第2項の規定による届出事項等の変更の届出は、診療所・助産所開設届出事項等変更届(第20号様式)によるものとする。

(休止及び再開届)

第10条 法第8条の2第2項の規定による診療所又は助産所の休止又は再開の届出は、診療所・助産所休止・再開届(第21号様式)によるものとする。

(廃止届)

第11条 法第9条第1項の規定による診療所又は助産所の廃止の届出は、診療所・助産所廃止届(第22号様式)によるものとする。

(開設者死亡等届)

第12条 法第9条第2項の規定による診療所又は助産所の開設者の死亡又は失踪の届出は、診療所・助産所開設者死亡(失踪)届(第23号様式)によるものとする。

(開設者以外の者が管理者となる場合の許可の申請)

第13条 法第12条第1項ただし書の規定による診療所又は助産所を他の者に管理させようとするときの許可の申請は、診療所・助産所管理者選任許可申請書(第24号様式)によるものとする。

2 保健所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、診療所又は助産所の開設者以外の者が管理者となる場合の許可をしたときは診療所・助産所管理者選任許可証(第25号様式)を、許可しないときは診療所・助産所管理者選任不許可通知書(第26号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

(管理者兼任の許可申請)

第14条 法第12条第2項の規定による他の診療所又は助産所を管理しようとするときの許可の申請は、診療所・助産所管理者兼任許可申請書(第27号様式)によるものとする。

2 前項の申請には、現に管理する病院、診療所又は助産所の開設者の承諾書を添付するものとする。

3 保健所長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、診療所又は助産所を兼任して管理する許可をしたときは診療所・助産所管理者兼任許可証(第28号様式)を、許可しないときは診療所・助産所管理者兼任不許可通知書(第29号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

(宿直医師免除許可申請)

第15条 法第16条ただし書の規定による医業を行う病院に宿直医師を置かないときの許可の申請は、宿直医師免除許可申請書(第30号様式)によるものとする。

2 保健所長は、前項の申請の許可をしたときは宿直医師免除許可証(第31号様式)を、許可しないときは宿直医師免除不許可通知書(第32号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

(専属薬剤師免除許可申請)

第16条 法第18条ただし書の規定による専属薬剤師を置かないときの許可の申請は、専属薬剤師配置免除許可申請書(第33号様式)によるものとする。

2 保健所長は、前項の申請の許可をしたときは専属薬剤師配置免除許可証(第34号様式)を、許可しないときは専属薬剤師配置免除不許可通知書(第35号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

(構造設備の使用許可申請)

第17条 法第27条の規定により、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所の構造設備について検査を受け使用しようとするときの許可の申請は、構造設備使用許可申請書(第36号様式)によるものとする。

2 前項の構造設備の検査について、次のいずれかの場合により検査を受けようとする者が自ら検査を行うときには、前項の申請書に構造設備自主検査結果の届出書(第37号様式)を添付するものとする。

- (1) 法、政令及び省令に規定する構造設備の基準の範囲内において当該構造設備の変更を行おうとする場合で、かつ、保健所長が認める場合
- (2) 既に使用の許可を受けている診療所又は助産所の譲渡等を受け、その構造設備に変更を加えず、当該使用の許可と同様の目的で使用しようとする場合で、かつ、保健所長が認める場合

3 保健所長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可したときは構造設備使用許可証(第38号様式)を、許可しないときは構造設備使用不許可通知書(第39号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

(診療用エックス線装置等の届出)

第18条 次の各号に掲げる届出書は、当該各号に定めるものとし、保健所長に提出しなければならない。

- (1) 省令第24条の2に規定する届出書 診療用エックス線装置設置届(第40号様式)
- (2) 省令第25条に規定する届出書 診療用高エネルギー放射線発生装置設置届(第41号様式)
- (3) 省令第26条に規定する届出書 診療用放射線照射装置設置届(第42号様式)
- (4) 省令第27条第1項及び第2項に規定する届出書 診療用放射線照射器具設置

## 届(第43号様式)

- (5) 省令第27条第3項の規定による届出書 診療用放射線照射器具使用予定届  
(第44号様式)
- (6) 省令第27条の2の規定による届出書 放射性同位元素装備診療機器設置届  
(第45号様式)
- (7) 省令第28条第1項の規定による届出書 診療用放射性同位元素・陽電子断層  
撮影診療用放射性同位元素設置届(第46号様式)
- (8) 省令第28条第2項の規定による届出書 診療用放射性同位元素等使用予定  
届(第47号様式)
- (9) 省令第24条第10号に該当する場合の省令第29条第1項の規定による届出書  
診療用エックス線装置設置届出事項変更届(第48号様式)
- (10) 省令第24条第12号に該当する場合の省令第29条第1項の規定による届出書  
診療用エックス線装置等廃止届(第49号様式)
- (11) 省令第29条第2項の規定による届出書 診療用高エネルギー放射線発生裝  
置等設置届出事項変更届(第50号様式)
- (12) 省令第29条第3項の規定による届出書(次号に掲げるものを除く。) 診療  
用放射性同位元素等廃止届(第51号様式)
- (13) 省令第30条の24に係る省令第29条第3項の規定による届出書 診療用放射  
性同位元素等廃止措置届(第52号様式)

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号

## 診療所開設許可申請書

診療所開設の許可を受けたいので、医療法第7条第1項の規定により、次のとおり  
関係書類を添えて申請します。

1 名 称		電話番号	
2 開設の場所			
3 診療を行おうとする科目			
4 開設の予定年月			
5 管理者	住所		
	氏名		

## 6 開設者が医師、歯科医師以外の場合

開設の目的	
維持の方法	

## 7 開設者が医師又は歯科医師個人の場合

現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務している場合はその旨	名 称	
	所在地	
本施設と同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとする場合はその旨	名 称	
	所在地	

## 8 従業員定員

医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	歯科技工士	歯科衛生士	看護師	准看護師	助産師	栄養士	看護補助者	事務員	その他	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

9 敷地の面積	m <sup>2</sup>	
10 建物の構造概要	構造種別	造( 階建)
	建物延床面積	m <sup>2</sup>
	うち診療所面積	m <sup>2</sup>
11 病室のある診療所については、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	一般病室	室 床
	療養病床に係る病室	室 床
	結核病室	室 床
	感染症病室	室 床
	精神病室	室 床
	計	室 床

(添付書類)

## 1 敷地の平面図及び敷地周囲の見取図

- 2 建物の平面図(各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示すること。)
- 3 歯科医業を行う診療所であつて、歯科技工室を設けるときは、その構造設備の概要
- 4 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例の写し
- 5 管理者の免許証(臨床研修終了登録証)の写し
- 6 開設者(法人を除く。)の履歴書
- 7 医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の名簿
- 8 診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師の免許証の写し、履歴書及び就業確約書

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 助産所開設許可申請書

助産所開設の許可を受けたいので、医療法第7条第1項の規定により、次のとおり  
関係書類を添えて申請します。

1 名 称		電話番号	
2 開設の場所			
3 助産師その他の 従業者の定員	助産師 名	その他 名	計 名
4 開設の予定年月			
5 管理者	住所		
	氏名		
6 敷地の面積	m <sup>2</sup>		
7 建物の構造概要	構造種別	造( 階建)	
	建物延床面積	m <sup>2</sup>	
	うち診療所面積	m <sup>2</sup>	

(添付書類)

1 敷地の平面図

- 2 建物の平面図(各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじょく婦を入所させる室についてはその定員を明示すること。)
- 3 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例の写し
- 4 助産師の免許証の写し、履歴書及び就業確認書
- 5 開設者(法人を除く。)の履歴書
- 6 助産師その他の従業者の名簿

## 第3号様式(第2条関係)

指令 第 号
年 月 日
申請者 住所
氏名 様
那霸市保健所長 印
診療所・助産所開設許可証
年 月 日付けで申請のあった については、医療法第7条第1項の規定により下記のとおり許可します。
記
名称
所在地
許可事項

## 第4号様式(第2条関係)

申請者 住所 氏名	指令 第 年 月 日 様
那覇市保健所長 印	
診療所・助産所開設不許可通知書	
年 月 日 記 [理由]	付けで申請のあった について、下 記の理由により許可しないことに決定したので通知します。

(裏)

(教示)

### 1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

### 2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

### 3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号

## 診療所・助産所開設許可事項変更許可申請書

開設許可事項の一部を変更したいので、医療法第7条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 名 称		
2 開設場所		
3 開設許可番号 及びその年月日		
4 変更事項		
5 変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
6 変更理由		

(備考) 「変更事項」欄は、医療法施行規則第1条の14第3項又は同規則第2条第2項の規定により許可を受けなければならない事項のうち、該当する事項を記入すること。

(添付書類) 変更前後の状況を明示した書類

## 第6号様式(第3条関係)

指令	第	号
年	月	日
申請者 住所		
氏名	様	
那覇市保健所長 印		
診療所・助産所開設許可事項変更許可証		
年 月 日付けで申請のあった開設許可事項変更については、医療法第7条第2項の規定により下記のとおり許可します。		
記		
名称		
所在地		
許可事項		

## 第7号様式(第3条関係)

	指令	第	号
	年	月	日
申請者 住所			
氏名	様		
那霸市保健所長			印
診療所・助産所開設許可事項変更不許可通知書			
年 月 日付けで申請のあった開設許可事項変更については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。			
記			
[理由]			

(裏)

(教示)

### 1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

### 2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

### 3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第8号様式(第4条関係)

年　月　日

那覇市保健所長 様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在  
 地、名称、代表者の氏名及び電話番号

## 診療所病床設置許可申請書

診療所の病床の設置の許可を受けたいので、医療法第7条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 名 称	電話番号		
2 開設の場所			
3 診 療 科 目			
4 設置予定年月	年 月 日		
5 使用予定年月	年 月 日		
6 設置病室及び 病床数	療養	一般	計
	室 床	室 床	室 床

## 7 病床設置後の従業員定員

医師	人	診療放射線技師	人	栄養士	人
歯科医師	人	臨床検査技師	人	看護補助者	人
薬剤師	人	理学療法士	人	事務員	人
看護師	人	作業療法士	人	その他	人
准看護師	人	歯科衛生士	人		
助産師	人	歯科技工士	人	計	人

## 8 構造設備の概要

療養病床に係る施設の構造設備	施設名称	床面積	主要構造 (RC造等)	設備等				
	機能訓練室	m <sup>2</sup>		(主な器械・器具)				
	談話室	m <sup>2</sup>		(他の室と兼用の場合) と兼用				
	食堂	m <sup>2</sup>		(療養病室入院患者1人当たりの面積) m <sup>2</sup>				
	浴室	m <sup>2</sup>		(身体の不自由な者が入浴するための構造設備)				
	廊下幅	片側居室部分 最小 m	/	両側居室部分 最小 m				
病床種別・病室病床数及び面積	病床種別	病室名	病床数	床面積 (内法) (m <sup>2</sup> )	一人当たり床面積 (m <sup>2</sup> )	採光面積 (m <sup>2</sup> )	開放面積 (m <sup>2</sup> )	天井高 (m)
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	計	一般						
	療養							

(備考)

病床の設置により平面図の変更が生ずる場合は、新旧の平面図を添付して変更部分を明示すること。

(添付書類)

1 敷地の平面図

2 建物の平面図

第9号様式(第4条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 診療所病床設置許可事項変更許可申請書

診療所の病床設置許可事項の一部を変更したいので、医療法第7条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 名 称			電話番号	
2 開 設 の 場 所				
3 診 療 科 目				
4 変 更 事 項	変更前		変更後	
5 変更予定年月	年 月 日			
6 使用予定年月	年 月 日			
7 病床種別ごと の病室数及び病 床数	変更前		変更後	
	療養	室 床	療養	室 床
	一般	室 床	一般	室 床
	計	室 床	計	室 床

## 8 従業員の現員及び変更後の定員

	医師	薬剤師	理学療法士	作業療法士	看護師	准看護師	助産師	看護補助者	事務員	計
現 員										
変更後										

## 9 構造設備の概要

療養病床に係る施設の構造設備	施設名称	床面積	主要構造 (RC造等)	設備等				
	機能訓練室	m <sup>2</sup>		(主な器械・器具)				
	談話室	m <sup>2</sup>		(他の室と兼用の場合) と兼用				
	食堂	m <sup>2</sup>		(療養病室入院患者1人当たりの面積) m <sup>2</sup>				
	浴室	m <sup>2</sup>		(身体の不自由な者が入浴するための構造設備)				
	廊下幅	片側居室部分 最小 m	/	両側居室部分 最小 m				
病床種別・病室病床数及び面積	病床種別	病室名	病床数	床面積 (内法) (m <sup>2</sup> )	一人当たり床面積 (m <sup>2</sup> )	採光面積 (m <sup>2</sup> )	開放面積 (m <sup>2</sup> )	天井高 (m)
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							

	6								
	7								
	8								
計	一般								
	療養								

(添付書類)

病床の設置により敷地又は建物の平面図の変更が生ずる場合は、変更部分を明示した当該敷地又は建物の新旧の平面図

## 第10号様式(第4条関係)

指令	第	号
年	月	日
申請者 住所		
氏名	様	
那霸市保健所長		印
診療所病床設置許可証		
年 月 日 付けて申請のあった診療所病床設置については、医療法第7条第3項の規定により下記のとおり許可します。		
記		
名称		
所在地		
許可事項		

第11号様式(第4条関係)

申請者	住所	指令	第	号
		年	月	日
氏名	様			
			那霸市保健所長	印
診療所病床設置不許可通知書				
年　　月　　日付けで申請のあった診療所病床設置については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。				
記				
[理由]				

(裏)

(教示)

### 1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

### 2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

### 3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

## 第12号様式(第4条関係)

指令	第	号
年	月	日

申請者 住所

氏名 様

那霸市保健所長 印

## 診療所病床設置許可事項変更許可証

年 月 日付けで申請のあった診療所病床設置許可事項変更については、医療法第7条第3項の規定により下記のとおり許可します。

記

名称	
所在地	
許可事項	

## 第13号様式(第4条関係)

	指令	第	号
	年	月	日
申請者 住所			
氏名	様		
那霸市保健所長			印
診療所病床設置許可事項変更不許可通知書			
年 月 日付けで申請のあった診療所病床設置許可事項変更については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。			
記			
[理由]			

(裏)

(教示)

### 1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

### 2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

### 3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第14号様式(第5条関係)

年　月　日

那霸市保健所長様

開設者　住　所

フリガナ

氏　名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 診療所病床設置届

診療所に病床を設けたので、医療法施行令第3条の3の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1　名　　称		電話番号	
2　開設の場所			
3　診療科目			
4　設置年月日	年　月　日		
5　設置病室及び 病床数	療養 室　　床	一般 室　　床	計 室　　床

## 6　病床設置後の従業員定員

医師	人	診療放射線技師	人	栄養士	人
歯科医師	人	臨床検査技師	人	看護補助者	人
薬剤師	人	理学療法士	人	事務員	人
看護師	人	作業療法士	人	その他	人
准看護師	人	歯科衛生士	人		
助産師	人	歯科技工士	人	計	人

## 7 構造設備の概要

療養病床に係る施設の構造設備	施設名称	床面積	主要構造 (RC造等)	設備等				
	機能訓練室	m <sup>2</sup>		(主な器械・器具)				
	談話室	m <sup>2</sup>		(他の室と兼用の場合) と兼用				
	食堂	m <sup>2</sup>		(療養病室入院患者1人当たりの面積) m <sup>2</sup>				
	浴室	m <sup>2</sup>		(身体の不自由な者が入浴するための構造設備)				
	廊下幅	片側居室部分	最小 m	/	両側居室部分	最小 m		
病床種別・病室病床数及び面積	病床種別	病室名	病床数	床面積 (内法) (m <sup>2</sup> )	一人当たり床面積 (m <sup>2</sup> )	採光面積 (m <sup>2</sup> )	開放面積 (m <sup>2</sup> )	天井高(m)
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	計	一般						
	療養							

(備考)

病床の設置により平面図の変更が生ずる場合は、新旧の平面図を添付して変更部分を明示すること。

(添付書類)

- 1 敷地の平面図
- 2 建物の平面図

第15号様式(第6条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 診療所病床設置届出事項変更届

診療所の病床設置届出事項の一部を変更したので、医療法施行令第4条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 名 称			電話番号	
2 開 設 の 場 所				
3 診 療 科 目				
4 変 更 事 項	変更前		変更後	
5 変 更 年 月 日	年 月 日			
6 病床種別ごと の病室数及び病 床数	変更前		変更後	
	療養	室 床	療養	室 床
	一般	室 床	一般	室 床
計	室 床	計	室 床	

(添付書類)

病床の設置により敷地又は建物の平面図の変更が生ずる場合は、変更部分を明示した当該敷地又は建物の新旧の平面図

第16号様式(第7条関係)

年　月　日

那霸市保健所長様

開設者　住　所

フリガナ

氏　名　　　　　印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在  
 地、名称、代表者の氏名及び電話番号

## 診療所・助産所開設届

年　月　日付け那霸市指令　第　　号で開設許可された(診療所・助産所)を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 名　称				電話番号	
2 開設の場所					
3 開設年月日					
4 管理者	住所				
	氏名				
5 薬剤師が勤務するときは、その氏名					
6 診療に従事する医師、歯科医師又は業務に従事する助産師	氏名	担当診療科名	診療日 (勤務日)	診療時間 (勤務時間)	

## 7分婉を取り扱う助産所における嘱託医師及び嘱託医療機関

嘱託医師	住所		
	氏名	免許登録番号 年月日	
嘱託医療機関	所在地		
	名称		

(添付書類)

- 1 管理者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し
- 2 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する薬剤師若しくは助産師の免許証の写し
- 3 分娩を取り扱う助産所については、嘱託する病院又は診療所の有する診療科名が分かる書類
- 4 分娩を取り扱う助産所については、医師又は病院若しくは診療所に嘱託した旨の書類

第17号様式(第8条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療所開設届

診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 名 称			電話番号	
2 開設の場所				
3 開設年月日				
4 診療科目				
5 開設者が現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務している場合はその旨	名 称			
	所在地			
6 開設者が本施設と同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとする場合はその旨	名 称			
	所在地			

## 7従業員定員

医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	歯科技工士	歯科衛生士	看護師	准看護師	助産師	栄養士	看護補助者	事務員	その他	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

8 敷地の面積	$m^2$		
9 建物の構造概要	構造種別	造( 階建)	
	建物延床面積	$m^2$	
	うち診療所面積	$m^2$	
10 病室のある診療所については、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数	一般病室	室	床
	療養病床に係る病室	室	床
	結核病室	室	床
	感染症病室	室	床
	精神病室	室	床
	計	室	床
11 管理者	住所		
	氏名		
12 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師	氏名	担当診療科名	診療又は勤務の日及び時間
13 薬剤師が勤務するときは、その氏名			

## (添付書類)

- 1 敷地の平面図
- 2 建物の平面図(各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示すること。)
- 3 歯科医業を行う診療所であって、歯科技工室を設けるときは、その構造設備の概要
- 4 管理者の臨床研修終了登録証の写し
- 5 開設者の医師免許証又は歯科医師免許証の写し及び履歴書
- 6 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の名簿
- 7 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する薬剤師の免許証の写し、履歴書及び就業確認書

第18号様式(第8条関係)

年　月　日

那霸市保健所長様

開設者　住　所

フリガナ

氏　名

印

電話番号

## 助産所開設届

助産所を開設したので、医療法第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 名称		電話番号	
2 開設の場所			
3 開設年月日			
4 助産師その他の従業者の定員	助産師 名 その他 名	計 名	
5 開設者が現に助産所を開設若しくは管理し、又は病院、診療所若しくは助産所に勤務している場合はその旨	名称		
	所在地		
6 開設者が本施設と同時に2以上の助産所を開設しようとする場合はその旨	名称		
7 敷地の面積	m <sup>2</sup>		
8 建物の構造概要	構造種別　　造(　階建)		
	建物延床面積	m <sup>2</sup>	
	うち診療所面積	m <sup>2</sup>	

9 管理者	住 所		
	氏 名		
10 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師	氏 名	担当診療科名	診療又は勤務の日及び時間
11 分娩を取り扱う助産所	嘱託する産科若しくは産婦人科を担当する医師又は診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する病院若しくは診療所	住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
	嘱託する診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所	住所	
			名称

(添付書類)

- 1 敷地の平面図
- 2 建物の平面図(各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじょく婦を入所させる室についてはその定員を明示すること。)
- 3 開設者、管理者及び助産師の免許証の写し及び履歴書
- 4 助産師その他の従業者の名簿
- 5 業務に従事する助産師の免許証の写し、履歴書及び就業確認書
- 6 分娩を取り扱う助産所にあっては、嘱託医師に嘱託を行った旨を記載した書類(医療法施行規則第15条の2第2項に規定する病院又は診療所に嘱託を行った場合においては、当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨を記載した書類及び当該病院又は診療所に嘱託を行った旨記載した書類)及び医師法施行規則第15条の2第3項に規定する病院又は診療所に嘱託を行った旨を記載した書類

## 第19号様式(第8条関係)

		年　月　日
届出者　住所		
氏名	様	
		那霸市保健所長　印
診療所・助産所開設届出済証		
年　月　日付けて医療法第8条の規定による		の届け出
があったことを証します。		
記		
名称		
所在地		
診療科目		
病床数		
開設年月日	年　月　日	
備考		

第20号様式(第9条関係)

年 月 日

那霸市保健所長様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 診療所・助産所開設届出事項等変更届

開設届出事項等の一部を変更したので、医療法施行令第4条第1項及び第3項並びに第4条の2第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 名 称			
2 所 在 地			
3 届出済証年月 日及び番号	年 月 日 第 号		
4 変 更 事 項			
5 変 更 内 容	変更前		
	変更後		
6 変 更 理 由			
7 変更年月日	年 月 日		

## (備考)

- 1 名称変更の届出の場合には「名称」欄は、変更前の名称を記入すること。
- 2 「変更を生じた事項」欄は、医療法施行令第4条第1項及び第3項並びに第4条の2第2項の規定により市長に届け出なければならない事項のうち、該当する事項を記入すること。

## (添付書類)

- 1 変更の原因が医師、歯科医師、薬剤師又は助産師の採用であるときは、当該医師、歯科医師、薬剤師又は助産師の免許証の写し及び履歴書
- 2 定款、寄附行為又は条例を変更した場合には、変更後の定款、寄附行為又は条例の写し

第21号様式(第10条関係)

年　月　日

那霸市保健所長 様

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号

## 診療所・助産所休止・再開届

(診療所・助産所)を(休止・再開)したので、医療法第8条の2第2項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

1 名 称			電話番号	
2 所 在 地				
3 開設許可(届出済)証 年月日及び番号	年 月 日 第 号			
4 休止(再開)年月日	年 月 日			
5 休止(再開)の理由				
6 休止の場合	再開予定年月日	年 月 日		
	休止中の連絡先			

第22号様式(第11条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 診療所・助産所廃止届

(診療所・助産所)を廃止したので、医療法第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名 称		電話番号	
2 所 在 地			
3 開設許可(届出済) 証年月日及び番号	年 月 日 第 号		
4 廃止年月日	年 月 日		
5 廃止の理由			

第23号様式(第12条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

開設者との続柄

診療所・助産所開設者死亡(失踪)届

開設者が(死亡した・失踪宣告を受けた)ので、医療法第9条第2項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

1 開設者	住所			
	氏名			
2 名 称			電話番号	
3 所 在 地				
4 開設許可(届出済)証 年月日及び番号	年 月 日			
5 開設者死亡(失踪宣 告)年月日	年 月 日			

(備考)

届出は、医療法第9条第2項に規定する届出義務者が行うこと。

(添付書類)

戸籍法の規定による死亡又は失踪の届出義務者の戸籍謄本

第24号様式(第13条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 診療所・助産所管理者選任許可申請書

(診療所・助産所)の管理を他の者にさせることについて許可を受けたいので、医療法第12条第1項ただし書きの規定により、次のとおり申請します。

1 名 称			電話番号	
2 所 在 地				
3 開設許可(届出済)証 年月日及び番号	年 月 日 第 号			
4 管理者にしようとする者	住所			
	氏名			
	区分	医師・歯科医師・助産師		
5 他の者を管理者とする理由				

(添付書類)

管理者にしようとする者の臨床研修終了登録証、医師免許証、歯科医師免許証  
又は助産師免許証の写し若しくは助産婦名簿の謄本

## 第25号様式(第13条関係)

指令	第	号
年	月	日
開設者 住所 氏名 様	那霸市保健所長 印	
診療所・助産所管理者選任許可証		
年 月 日付けで申請のあった(診療所・助産所)管理者選任については、医療法第12条第1項ただし書きの規定により許可します。		
記		
名 称		
所 在 地		
管理者氏名		
備 考		

## 第26号様式(第13条関係)

	指令	第	号
	年	月	日
開設者	住所		
氏名	様		
那霸市保健所長			印
診療所・助産所管理者選任不許可通知書			
年　　月　　日付けで申請のあった(診療所・助産所)管理者選任については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。			
記			
[理　由]			

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第27号様式(第14条関係)

年　月　日

那霸市保健所長様

開設者住所

フリガナ

氏名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

## 診療所・助産所管理者兼任許可申請書

(診療所・助産所)の管理者の兼任について許可を受けたいので、医療法第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

管理 者	住 所		
	氏 名		
現に管理している診療所・助産所		新たに管理する診療所・助産所	
名 称		名 称	
所 在 地		所 在 地	
診療科目		診療科目	
診療日時		診療日時	
総病床数		総病床数	
従業者の定員	医師 名	従業者の定員	医師 名
	歯科医師 名		歯科医師 名
	助産師 名		助産師 名
	薬剤師 名		薬剤師 名
	看護師 名		看護師 名
	その他 名		その他 名
	計 名		計 名

管理する(診療所・助産所)相互間の距離 及び連絡に要する時間	距離	
	時間	
申請理由		

## 第28号様式(第14条関係)

		指令 第 号													
		年 月 日													
開設者 住所															
氏名 様															
那覇市保健所長 印															
診療所・助産所管理者兼任許可証															
年 月 日付けで申請のあった(診療所・助産所)管理者兼任について、医療法第12条第2項の規定により許可します。															
記															
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">管 理 者 氏 名</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">許 可 事 項</td><td>現に管理してい る(病院・診療 所・助産所)</td><td>名 称</td></tr><tr><td>新たに管理する (診療所・助産所)</td><td>所 在 地</td></tr><tr><td></td><td>総病床数</td></tr><tr><td rowspan="3">備 考</td><td>名 称</td></tr><tr><td>所 在 地</td></tr><tr><td>総病床数</td></tr></tbody></table>			管 理 者 氏 名		許 可 事 項	現に管理してい る(病院・診療 所・助産所)	名 称	新たに管理する (診療所・助産所)	所 在 地		総病床数	備 考	名 称	所 在 地	総病床数
管 理 者 氏 名															
許 可 事 項	現に管理してい る(病院・診療 所・助産所)	名 称													
	新たに管理する (診療所・助産所)	所 在 地													
		総病床数													
備 考	名 称														
	所 在 地														
	総病床数														

## 第29号様式(第14条関係)

	指令	第	号
	年	月	日
開設者 住所			
氏名	様		
那覇市保健所長			印
診療所・助産所管理者兼任不許可通知書			
年 月 日付けで申請のあった(診療所・助産所)管理者兼任については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。			
記			
[理由]			

(裏)

(教示)

### 1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

### 2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

### 3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第30号様式(第15条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在  
地、名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

## 宿直医師免除許可申請書

宿直医師の免除許可を受けたいので、医療法第16条ただし書きの規定により、次のとおり申請します。

1 病院	名 称		
	所在地		
2 診療科目			
3 宿直医師の業務を する医師の居住先 と当該病院の距離 及び当該病院との 連絡方法	居住先と病院の距離	連絡方法	
	km		
4 宿直医師を置か ない理由			

## 第31号様式(第15条関係)

指令	第	号
年	月	日

開設者 住所  
氏名 様

那霸市保健所長 印

## 宿直医師免除許可証

年 月 日付けで申請のあった宿直医師免除については、医療法第16条ただし書きの規定により許可します。

## 記

病院	所在地
	名称
備考	

## 第32号様式(第15条関係)

	指令	第	号
	年	月	日
開設者 住所			
氏名	様		
		那覇市保健所長	印
宿直医師免除不許可通知書			
年 月 日付けで申請のあった宿直医師免除については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。			
記			
[理由]			

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第33号様式(第16条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所  
在地、名称、代表者の氏名及び電話 〕

## 専属薬剤師配置免除許可申請書

専属の薬剤師を置かないことについて許可を受けたいので、医療法第18条ただし書きの規定により、次のとおり申請します。

1 病院又は診療所	名 称	
	所在地	
2 診療科目		
3 総病床数		
4 1日平均外来患者数		
5 1日平均入院患者数		
6 1日 平均 調 剤 数		
7 専属の薬剤師を置かない理由		

(備考)

患者数及び調剤数については、過去1年間の1日平均数(開設後1年に満たないときは推定数)を記入すること。

## 第34号様式(第16条関係)

指令 第 号  
年 月 日

開設者 住所

氏名 様

那霸市保健所長 印

## 専属薬剤師配置免除許可証

年 月 日付けで申請のあった専属薬剤師配置免除については、医療法第18条ただし書きの規定により許可します。

記

病院又は 診療所	所在地
	名称
備考	

## 第35号様式(第16条関係)

那覇市指令 第 号
年 月 日
開設者 住所
氏名 様
那覇市保健所長 印
専属薬剤師配置免除不許可通知書
年 月 日付けで申請のあった専属薬剤師配置免除については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。
記
[理由]

(裏)

(教示)

### 1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

### 2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

### 3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第36号様式(第17条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名 印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所  
在地、名称、代表者の氏名及び電話〕

## 構造設備使用許可申請書

(診療所・助産所)の構造設備の使用について許可を受けたいので、医療法第27条の規定により、次のとおり申請します。

1 名称			電話番号	
2 所在地				
3 開設許可(届出済)証 年月日及び番号	年 月 日 第 号			
4 診療科目				
5 使用許可を受けよう とする構造設備				
6 使用開始予定年月日				

(添付書類)

使用許可を受けようとする構造設備の概要及び平面図

第37号様式(第17条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

開設者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話〕

## 構造設備自主検査結果の届出書

那霸市医療法施行細則第17条第2項の規定により、構造設備について自主検査しましたので、次のとおり届け出ます。

1 診療所又 は助産所	名 称	
	所在地	
2 検査実施年月日		
3 検査実施者	所属(役職)	
	氏 名	
4 検査立会者	所属(役職)	
	氏 名	
5 検査実施項目(検査 対象の構造設備とその 内容)		
6 検査結果		
7 備考		

## (備考)

検査結果欄には、適否の判定結果を記載すること。

## (添付書類)

医療法施行規則第16条、第17条、第21条の3、第21条の4、第24条の2又は第30条の4に規定する基準どおりの構造設備となっていることが明確であることを示す図面、書類等

## 第38号様式(第17条関係)

指令 第 号  
年 月 日

開設者 住所

氏名 様

那霸市保健所長 印

## 構造設備使用許可証

年 月 日付けで申請のあった構造設備の使用については、医療法第27条の規定により下記のとおり許可します。

記

診療所又は 助産所	名 称 所在地
許可事項	
備 考	

第39号様式(第17条関係)

指令	第	号
年	月	日
開設者 住所		
氏名	様	
那覇市保健所長		印
構造設備使用不許可通知書		
年 月 日付けで申請のあった構造設備の使用については、下記の理由により許可しないことに決定したので通知します。		
記		
〔理由〕		

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第40号様式(第18条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療用エックス線装置設置届

診療用エックス線装置を設置したので、医療法施行規則第24条の2の規定により、  
次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 病院又は 診療所	名 称		電話番号	
	所在地			
2 診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置	製作者名			
	型 式		台数	
	高電圧発生装置の 定格出力	連 続	キロボルト(kV) ミリアンペア(mA)	
		短時間	キロボルト(kV) ミリアンペア(mA)	
蓄放式		キロボルト(kV) マイクロファラッド(μF)		
主たる用途	1 直接撮影 2 間接撮影 3 断層撮影 4 X線TV 5 CT 6 移動(撮影・透視) 7 歯科 8 パノラマ 9 検診車搭載 10 その他( )			
設置年月日	年 月 日			
使用する者	氏名	職種	エックス線診療に関する経歴	
			年 月 日免許取得 (番号 )	

3 エックス線装置及びエックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	別紙のとおり
---	--------

## (備考)

- 1 エックス線診療室の平面図は、照射方向、エックス線から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。
- 2 管理区域の標識等の位置をエックス線診療室の平面図中に記入すること。

## (添付書類)

- 1 隣接室名及び上下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図
- 2 漏えい放射線測定結果報告書の写し

第41号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療用高エネルギー放射線発生装置設置届

診療用高エネルギー放射線発生装置を設置しますので、医療法施行規則第25条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 病院又は 診療所	名 称				
	所 在 地				
	電 話 番 号				
2 診療用高 エネルギー 放射線発生 装置	製 作 者 名				
	型 式		台 数		
	定 格 出 力	電 子 線	メガ電子ボルト(MeV)		
		エックス線	メガボルト(MV)		
	使 用 す る 者	氏 名	職 種	放 射 線 診 療 に 関 す る 経 歴	
				年 月 日 免 許 取 得 (番 号 )	
使 用 開 始 時 期		年 月 日			
3 診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用高 エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の 防止に関する構造設備及び予防措置の概要		別紙のとおり			

## (備考)

- 1 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図は、照射方向、発生管の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。
- 2 管理区域の標識等の位置を診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図中に記入すること。

## (添付書類)

隣接室名及び上下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図及び側面図

第42号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療用放射線照射装置設置届

診療用放射線照射装置を設置しますので、医療法施行規則第26条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 病院又は 診療所	名 称 所在地		電話番号	
2 製作 者名				
診 型 式				
療 個 数				
用 装備する放射性同 放 位元素	種類			
射 数量	Bq			
線 氏名	職種	放射線診療に関する経歴		
照 年 月 日免許取得 射 (番号 )				
裝 使用する者				
置 予定使用開始時期	年 月 日			
3 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射装置により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要				
別紙のとおり				

## (備考)

- 1 診療用放射線照射装置使用室の平面図は、照射方向、発生管の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。
- 2 管理区域の標識等の位置を診療用放射線照射装置使用室の平面図中に記入すること。

## (添付書類)

隣接室名及び上下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射装置使用室、治療病室及び貯蔵室の平面図及び側面図

第43号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療用放射線照射器具設置届

診療用放射線照射器具を設置しますので、医療法施行規則第27条第1項又は第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 病院又は 診療所	名 称			電話番号		
	所在地					
2 型 式						
診 個 数						
療 装備する放射性 用 同位元素	種類					
	数量	Bq				
放 物理的半減期 射 30日以下のもの 線	放射性同位元素の種類					
	最大貯蔵予定数量		Bq	Bq	Bq	Bq
	1日の最大使用予定数量		Bq	Bq	Bq	Bq
照 氏名	職種	放射線診療に関する経歴				
	射 使用する者	年 月 日免許取得 (番号 )				
器 預定期間	年 月 日					
3 診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けて いる患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要						別紙のとおり

## (備考)

- 1 診療用放射線照射器具使用室の平面図は、照射方向、発生管の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。
- 2 管理区域の標識等の位置を診療用放射線照射器具使用室の平面図中に記入すること。

## (添付書類)

隣接室名及び上下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射器具使用室、治療病室及び貯蔵室の平面図及び側面図

第44号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療用放射線照射器具使用予定届

来年使用予定の診療用放射線照射器具について、医療法施行規則第27条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は 診療所	名 称	電話番号	
	所在地		
2 使用を予定 する診療用 放射線照射 器具	型式	個数	装備する放射性同位元素
			種類
			Bq

第45号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 放射性同位元素装備診療機器設置届

放射性同位元素装備診療機器を設置しますので、医療法施行規則第27条の2の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 病院又 は診療所	名 称			電話番号		
	所在地					
2 放射性 同位元素 装備診療 機器	製作者名					
	型 式					
	台 数					
	装備する 放射性同 位元素	種類				
		数量				Bq
	使用する 者	氏 名		職 種	放射線診療に関する経歴	
					年 月 日免許取得 (番号 )	
予定使用 開始時期	年 月 日					
3 放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害 の防止に関する構造設備及び予防措置の概要				別紙のとおり		

## (備考)

- 1 放射性同位元素装備診療機器使用室の平面図は、照射方向、線源の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。
- 2 管理区域の標識等の位置を放射性同位元素装備診療機器使用室の平面図中に記入すること。

## (添付書類)

隣接室名及び上下階の室名並びに周囲の状況を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室、治療病室及び貯蔵室の平面図及び側面図

第46号様式(第18条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

診療用放射性同位元素  
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素  
設置届

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を設置します  
ので、医療法施行規則第28条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け  
出ます。

1 病院又は 診療所	名 称		電話番号	
	所在地			
2 その年に予定する診 療用放射性同位元素 (又は陽電子断層撮影 診療用放射性同位元 素)	種 類			
	形 状			
	数 量			
	最大貯蔵予定 数量	Bq	Bq	Bq
	1日の最大使 用予定数量	Bq	Bq	Bq
	3月間の最大 使用予定数量	Bq	Bq	Bq
	3 診療用放射線同位元 素等を使用する者	氏名	職種	放射線診療に関する経歴
				年 月 日免許取得 (番号 )

4 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	別紙のとおり
---	--------

## (備考)

- 1 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用施設の平面図は、各部屋ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。
- 2 管理区域の標識等の位置を診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の平面図中に記入すること。

## (添付書類)

隣接室名及び上下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用施設(使用室、貯蔵施設、廃棄施設)の平面図及び側面図

第47号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療用放射性同位元素等使用予定届

来年使用予定の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素について、医療法施行規則第28条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は 診療所	名 称		電話番号	
	所在地			
2 使用を予定する診療 用放射性同位元素	種類	形状	数量	
			Bq	

第48号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市保健所長様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療用エックス線装置設置届出事項変更届

診療用エックス線装置の届出事項の一部を変更したので、医療法施行規則第29条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 病院又は診療所	名 称		電話番号	
	所在地			
2 変更理由				
3 変更年月日	年 月 日			
4 変更内容	変更前	変更後		

(備考)

平面図は、照射方向、エックス線から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。

(添付書類)

構造設備の変更の場合は、変更した部分を明らかにした平面図

第49号様式(第18条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療用エックス線装置等廃止届

(診療用エックス線装置・診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器)を廃止したので、医療法施行規則第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は 診療所	名 称 所在地	電話番号	
2 廃止した装置等の名称			
3 廃止の理由			
4 廃止年月日	年 月 日		
5 廃止した装置等の処分 方法			

第50号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療用高エネルギー放射線発生装置等設置届出事項変更届

(診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を変更しますので、医療法施行規則第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は 診療所	名 称		電話番号	
	所在地			
2 変更理由				
3 変更予定 年月日	年 月 日			
4 変更内容	変更前	変更後		

(備考)

平面図は、照射方向、エックス線から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)及び防護物の材料及び厚さを記入した縮図とすること。

(添付書類)

構造設備の変更の場合は、変更した部分を明らかにした平面図

第51号様式(第18条関係)

年 月 日

那霸市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療用放射性同位元素等廃止届

診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(以下「診療用放射性同位元素等」という。)を廃止したので、医療法施行規則第29条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は 診療所	名 称 所在地			電話番号	
2 廃止した診療用放 射性同位元素等		種 類			
		形 状			
		数 量	Bq	Bq	Bq
3 廃 止 の 理 由					
4 廃 止 年 月 日		年 月 日			

第52号様式(第18条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 様

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

## 診療用放射性同位元素等廃止措置届

年 月 日をもって廃止した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(以下「診療用放射性同位元素等」という。)の廃止後の措置について、医療法施行規則第29条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院又は 診療所	名 称 所在地	電話番号	
2 廃止措置年月日		年 月 日	
3 診療用放射性同位元 素等による汚染除去 の概要			
4 診療用放射性同位元 素等によって汚染さ れた物の譲渡又は廃 棄の概要			

